

平成28年第1回東大和市議会定例会会議録第6号

平成28年3月3日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君

出席説明員（32名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
企画財政部副参事	遠藤和夫君	財政課長	川口莊一君
総務管財課長	中野哲也君	産業振興課長	乙幡正喜君

子育て支援課長 高橋宏之君
市民生活課長 田村美砂君
環境課長 関田孝志君
土木課長 寺島由紀夫君
下水道課長 佐伯芳幸君
給食課長 梶川義夫君

保育課長 宮鍋和志君
健康課長 志村明子君
都市計画課長 神山尚君
建築課長 中橋健君
学校教育課長 岩本尚史君
中央公民館長 尾又恵子君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 木戸岡 秀彦 君

○20番（木戸岡秀彦君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

昨日は、御答弁ありがとうございました。順次、再質問をさせていただきたいと思えます。

市で実施している各種健診で、眼科健診の検討がなされているかという件でございますけれども、昨日は眼科健診の予定はないという御答弁でありました。現在実施している健診の中で、眼科に関する検査項目はありますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 現在実施されてる健診の中で、眼科に関する検査項目についてでございますけれども、基本健康診査として行われております特定健康診査、また健康増進法におきます成人健康診査におきまして、選択検査として眼底検査という検査を行っておるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 眼底検査なんですけど、眼底検査について教えていただけますか。

○健康課長（志村明子君） 眼底検査についてでございますけれども、眼球内部の深奥という奥深いところにある部分を、血液を肉眼で観察する検査となっております。眼底の血管や網膜、視神経を調べることによって、眼疾患の有無のほか、動脈硬化や高血圧、糖尿病など全身の疾患を発見する手がかりとなる検査となっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この眼底検査なんですけども、この特定健診検査の中で健診項目が幾つかございますけれども、眼底検査に関しては医師の判断により行いますということでもありますけれども、この医師の判断で行うということに対して、内容的にはどういうことで医師の判断ということになるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 基本健診におきます選択検査の基準でございますけれども、国等から出されてる通知におきましては、主に4項目、それぞれ血糖だとか脂質異常、血圧、肥満等の4つの項目を満たすものとされておりまして、当市におきましては、この4項目のほか、診察を行った医師により、例えば前年度、これらのうちの検査が高かった方とか、あるいは症状のある方、そういった方を含めて医師の判断として必要があると認められた方には、選択検査として受けていただいているところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） その中で、眼底検査ですけれども、眼底検査の受診数といいますか、その状況を教えてくださいたいんです。

○健康課長（志村明子君） 基本健診をお受けになった方のうち、選択検査として眼底検査を受けた方の数でございますけれども、平成26年度におきましては、健康課で行っております健康増進法による受診者の中では、

20歳から39歳の方、369人のうち4人、また40歳以上の無保険者の方、368人のうち32の方が眼底検査のほう、お受けになっていただいております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） この眼底検査をされた人ですけれども、これに関してどのように評価をしていますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） この眼底検査の受検率についてでございますけれども、全国的な受検率につきましては、およそ0.1から1%と言われております。当市におきましては、平成26年度の40歳以上の無保険者の方は8.7%お受けになっていただいていることですから、非常に高い率で受けていただいていると考えております。以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） この眼底検査といいますか、この眼科健診ですけれども、他の自治体ではどういうところが行っておりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 眼科健診のほかの自治体での実施状況でございますけれども、26市におきましては昭島市、三鷹市、東村山市、武蔵村山市の4市が実施しているということでございます。以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） これ4市で実施してるということですが、この眼底検査の受検率が非常に高いということですが、昨日、壇上でも述べさせていただきましたけれども、IT産業の急速な発展のため、子供から高齢者まで、ゲームだとか携帯、スマホ、パソコン等で、なかなかものを遠くで見ないで、ものを近くで見るといふ傾向が多くなりまして、視力の低下や目の疾患が多くなってると思います。

そんな中で、昨日、市長答弁で緑内障の検査の実施について答弁をされましたけれども、法令に基づいており、検査の予定はないということでしたけれども、この眼科健診を踏まえまして、私は今回この緑内障の質問をさせていただいたのは、実は私も眼鏡をかけておりますけれども、通常、眼鏡のレンズをつくるときに、眼科というよりも眼鏡屋さんに行って、検眼をしてすぐレンズをつくるわけですが、ずっとそのような形態でおりました。なかなかつくってもすぐ、何かレンズが合わないようで、何度も何度もレンズを変えていく状況がありました。そこで、一度眼科に行って健診を受けてみようということで、4年前にたまたま眼科に行きまして視力検査を受けました。同時に、緑内障の検査を進めて受けたところ、両眼に緑内障が早期発見をされました。40歳以上の20人に1人が発症しているという状況でありますけれども、これは実は平成元年の段階では30人に1人でありました。この20人に1人というのは平成14年の段階で、今では眼科に行きますと17人に1人は緑内障であるということが言われております。これは高齢化とともにふえていると思います。緑内障のことに関しては、まだなかなか認知がされておられません。そこで、市として、この緑内障に関してですけれども、どういふ認識でおりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 緑内障についての認識でございますけれども、視覚障害の主な原因と疾患としまして、緑内障を初め糖尿病性網膜症、また加齢黄斑変性、白内障等、いろいろな疾患がございます。それらのうち白内障につきましては、治療により視力の回復が望める病気でございますけれども、ほかの緑内障、加齢黄斑変性症等におきましては、一度損なわれた機能は回復せずに、現状の維持が主な治療の目標となっております。また、それにあわせて主な病気の要因が加齢等に伴うものとなっておりますことから、一般的な加齢を前にした目の健康に関する啓発等、非常に重要であるというふうにご覧でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 緑内障に関してですけれども、実は緑内障というのは末期まで自覚症状がないと言われております。中心が初めて気がつく状況であります。失われた神経が、再生は不可能で、つまり一度失った視力はもとには戻りません。進行してから失明のリスクも高くなるからです。そのために、早期発見、治療をするためには、緑内障の特定健診を実施していただきたいと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市長答弁でも御答弁させていただきましたけれども、現在、市のほうでは各種健診を実施してる中で、医師が必要と判断した方について眼底検査を実施しております。先ほど健康課長から御答弁させていただいておりますけれども、本市の場合のいわゆる眼底検査の受検者数が全国的な平均値より高いということで、捕捉されているというふうに考えております。医師会の先生方ともお話しする中で、やはりそういったところで広く、ちょっと危ないなというような方については、眼底検査をしながらほかの疾患を見つけていただいたりというようなことをされているということで、眼底検査に回った方たちの中で、緑内障だとか白内障が発見されるというような方も多いということがございますので、そういったことから本市の場合は、他市に比較すると、そういう医師の先生方も、そういった視点で非常に診ていただいているというようなこともございますので、特段ほかに眼科健診を実施するという必要はないのではないかということで、考えているところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 受診率が高いというのは、これはいいことだと思いますけれども、実は岐阜県の多治見市、緑内障に関しての検査に対してすごく先進的に取り組んでるんですけれども、平成12年から13年にかけて40歳以上の方、4,000名ですか、これを無作為で抽出いたしまして、その中の3,021名が受診し、疫学調査を実施いたしました。そのうち5%が緑内障と診断されたという結果、非常に多いということです。隣の立川市ですけれども、平成24年に健康づくり事業の中の眼科健診事業、緑内障早期発見の眼科健診が実施をされました。40歳以上の市民を対象に1,434名の方が受診をされて、何と1割強が要治療と診断をされました。この立川の健診に関しては、自己負担が500円ということです。あと大田区ですけれども、平成25年度から住民の一部を対象にした緑内障の無料健診を行っています。この議場にも大体40名ほどおりますけれども、確率では2名から3名ほどいると思います。検査を実施してない方は、ぜひ検査を実施をしていただきたいなと思います。

また、これ皆さん、知られてないと思いますけれども、毎年3月、第1週目ですけれども、世界緑内障週間、来週から世界緑内障週間ということで、世界各地で緑内障の啓発のイベントを行っております。日本でもグリーンライトアップ運動ということで、全国の箇所でもグリーンライトアップということで、通天閣だとかさまざま、有名なビルだとかというところで啓発のライトアップ運動が行われております。ぜひ検査を実施をしていただきたい。再度ですけど、思いますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 緑内障のことにつきましては、今議員のほうからお話しいただいたように、非常に末期まで、進行するまで自覚できないというようなことで、非常に怖い病気であるというようなことでございますし、視覚障害の主な原因疾患が、やはり緑内障が一番多いというような状況でございますので、そういったところではまずは正しく目の健康づくりということ、市民の方に広く知っていただかなければいけないということと、緑内障等についての正しい知識などを、やはり市としてはきちんと広めていかなければいけないというふうに考えております。目の健康全般についての意識というのは、非常に低いというふうに言われておまして、そういったところで、例えば目の健康のための心がけというようなことを、もっと詳しく市の広報等

でもしていくようなことでさらに周知をしていって、自覚症状があれば速やかに眼科等に受診していただくというようなことで、広報等、啓発をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

当然検査を実施していただきたいわけですが、まず今40歳以上の方に関して、やはり緑内障というのはなかなか認識されていないというのが実情です。私は緑内障になって、どういうものかということで、こんなにも緑内障になる確率が高いのかなということで驚きを感じました。白内障というのは、基本的に誰でもなる、高齢になれば白内障ということで、手術をしてすぐ治るわけですが、緑内障に関してはもうとめるか、進行するしかないという状況であります。そういった意味で、40歳以上の方には、ぜひ検査を受けるという奨励を、市報でも結構ですし、そういった意味で広く市民に伝えていただきたいなと思いますけれども、この点も再度よろしく願います。

○福祉部長（吉沢寿子君） やはり今先ほども御答弁させていただきましたけれども、緑内障がやはり非常に怖い病気であると。きちんとその知識を知っていただいて、眼科健診をしていただいたりするということと、あとやはり目の健康ということで、目の酷使をしないとか、特に今、スマートフォンとか、そういったパソコンが流通してる関係で、ブルーライトの影響が非常に悪いというふうに言われているところでございます。そういったところの知識の普及啓発なども、広く私どももしていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、広く市民に広報していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2番目ですけれども、健康寿命の延伸についてですけれども、現在取り組んでいる施策ということで、昨日も市長答弁でスマート・ライフ・プロジェクトということでお話がありました。その内容について、詳しく教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） スマート・ライフ・プロジェクトについてでございますけれども、これは「健康寿命をのばしましょう。」というスローガンをもとに、国民全体に呼びかける運動と指定されております。「3つのアクション+1」ということで、適度な運動、適切な食生活、禁煙、そして健診の受診というようなことで、プロジェクトに参加する企業、団体、自治体等と連携、協力しながら推進するものとなっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） これに関しては、一応啓発運動ということでよろしいのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 啓発運動ということになります。呼びかけて、一緒に国民の方に取り組んでいただくための運動ということでございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。呼びかけではなかなか難しいなと思いますけれども、より具体的に、ぜひ進めていただきたいと思ひます。

健康ポイント制度の導入についてですけれども、昨年、我が会派の議員からも定例会で質疑がありましたけれども、市長のほうから健康ポイントは市民の動機づけに大変有効な事業と考えていると、他市を含め情報収集に努めて、実施に向け検討してるという答弁でありました。また、今回、24日の市長の方針でも、健康ポイントに関して、他の自治体の制度の検証の情報収集を図りながら、当市における効果的な検証をしていくとい

うことであります。今まで検証してきたと思うんですけれども、進捗状況を教えていただけますか。

○健康課長（志村明子君） 健康ポイント制度の検証につきましてでございますけれども、筑波大学を中心とした研究グループにおいて、成果の得られるインセンティブ制度はどのようなものかというのを設計するために、既の実施している自治体の制度が小さいこと、なかなかうまくいかないことの原因を解明したり、また住民の方がどの程度その制度について周知されているか、またインセンティブの金額や、与える付与の方法の違いがどんなふうに影響を及ぼしているかということの研究して、ある程度の結果が出されたというようなことを把握しております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） さまざま今まで健康ポイント制度に関しては、一般質問等で話をしておりますけれども、その中でもやはり本市における効果的な検証ということですが、さまざまな自治体の取り組みを市としては研究を重ねていると思うんですね。そういった意味では、もうそろそろ導入時期ですか、そういったものを考えてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今回、市のほうでは、まずはスマート・ライフ・プロジェクトのほうに賛同して参加をするという形で、団体登録ということで、市としてこの呼びかけに、昨年秋、10月に登録をさせていただきました。これはインターネットで、全国に発信するというものでございます。市の公式ホームページの中でも、このスマート・ライフ・プロジェクトのほうのURLに飛べるような形でリンクを張らせていただきまして、昨年の11月に行いました、ハミングホールで実施いたしました元気ゆうゆうフェアと健康のつどいについて、このスマート・ライフ・プロジェクトのところに情報掲載などをさせていただいて、そのほかのいろいろなものも、今後さらに健康づくりの関連につきましては発信をしていきたいと、全国的に発信をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

今議員のほうから、そういった形でこれからも健康ポイントについてはというようにお話いただきましたけれども、そういった形で少しずつ取り組んでいるということでございますし、市内のさまざまな健康づくりに取り組んでいる団体が今ふえてきておりますので、そういったところと情報収集をして連携を図りながら、少しずつでございますけれども、本市の実情に合った仕組みをつくっていくような形で、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） それをより具体的に、時期はどのぐらいにできるのかというものを、ぜひ示していただきたいなと思っております。

さまざまな最近では、昨年1年間でも健康ポイント制度については取り組んでいる自治体があります。ここで、2つほどちょっと御紹介をさせていただきたいんですけれども、まず直近では、本当の最近ですけれども、ことし初めて実施した厚木市の健康意識を高めるためのGENKIポイント事業というのがございます。二十以上の市民が対象で、ポイントカードを配布し、個人の目標を自由に記入し、その実行状況や各種健診の受診、市主催の健康増進講座への参加などでポイントがたまるさまざまな特典があり、商品等が当たると。こういう取り組みは各市でも行っておりますけれども、具体的にこれは毎年実施をしていくということで決定をしているそうです。

あと、御存じだと思いますけれども、先進的に取り組んでおります静岡の藤枝市でございますけれども、この藤枝市が昨年の3月、タイのバンコクで開催された国際フォーラムで、健康政策について講演をされました。

「創る健康」、「守る健康」を柱にした藤枝方式ということで、藤枝市が考えたキーワードは、楽しい、お得、やってみたいと思えるような動機づけを提示し、自分の意思で健康をつくる行動へと結びつけたものであります。2012年からスタートした“健康・予防日本一”ふじえだプロジェクトということで、3点の柱として今開始をしているそうです。歩いて健康、バーチャル健康の旅、いろんな目標を決めて、そこまで到達したらまたポイントがもらえるという、ふじえだ健康スポット20選、またふじえだマイレージということがございます。あと若い人の啓発にということで、スマートフォンでできるウェブ版というのもございます。これができる前に、さまざま地域でずっと取り組んでいたことが、素晴らしいことだと思うんですけども、この藤枝市に対して特筆すべきことがあります。この藤枝市に関しては、特定健診の受診率ですけども、全国平均33.7%に対して47.2%と大きく上回っております。また、肺がん検診は全国平均17.3%に対して51.9%、大腸がん検診は全国平均18.7%に対して49.6%で、全国でトップクラスということです。さまざまな健康施策に関しての取り組みが、こういった受診率につながっているかと思えます。

当市ですけれども、特定健診の受診率の経緯がわかれば教えていただけますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 済みません。今現状ちょっと特定健診の数値は持っておりませんので、また後ほどお答えさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） そのように小さな取り組みから、さまざま具体的な取り組みをすることによって受診率も上がっておりますので、ぜひ御検討をいただきたいなと思います。

ここで、この健康ポイントについてですけれども、市長の所見を伺いたいと思いますが。

○福祉部長（吉沢寿子君） 健康ポイント制度については、ただいま藤枝市の事例など大変詳しくお話いただきました。私どもも、藤枝の状況とかも確認をさせていただいております。先ほどから御答弁させていただいているように、本当に市民の皆様にとってのインセンティブの付与という意味では、非常に有効なものであるというふうには認識しております。当市におきましても、既に以前にも御答弁させていただいておりますけれども、介護予防の生き生きポイントということで、高齢介護課のほうで65歳以上の方を対象とした、ボランティアをしながらポイントをためるというようなことで、介護保険料のほうに、それを払っていただいた方に、ボランティアをしていただければ戻ってくるというような制度を実施しているところでございます。なかなかそれも、少しずつでございますが、ボランティアの数、そんなには多くはふえていないということでございますので、なかなかボランティアというだけでは厳しいのかなというふうに思っておりますので、もう少しやはり意欲を喚起するような形でさまざまな、何かもらったり、何かもっと違う楽しいことに使えたりとか、そういったことができるような、しかも幅広い市民の方に御活用いただけるようなものになっていくといいのかなというふうには思っておりますので、少しずつ、確かにスケジュールというふうなお話もございましたけれども、少しずつではございますが、前向きにできるように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 少しずつですけども、しっかりと前向きにということで御答弁がございました。より具体的になるように、ぜひ期待をして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、防犯カメラの設置についてでありますけれども、現状の設置の経緯ということでお話がございました。今現在、子ども見守りカメラ25台と、小学校10校の校門付近に4台ということでございました。この

子ども見守りカメラ25台ということですが、この25台に関しては設置場所を教えてください。

○市民部長（広沢光政君） 済みません。先ほど特定健診の関係の受診率ということで御質問ございましたので、私のほうでちょっとお答えをさせていただきます。

今26年度の数値ということで申し上げますと、対象者が1万7,229人に対しまして、受診者の方が8,871人ということで、受診率につきましては51.49%ということで、26市の平均がちなみに48.15%でございますので、それを上回っている状況ではございます。

以上でございます。済みません。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 防犯カメラの設置の状況でございますが、現在、市内で路上に設置してる防犯カメラにつきましては26台ございます。そのうち25台が、警視庁が平成22年の国のモデル事業を活用いたしまして、子供の見守り等を目的に設置したものでございます。設置場所は、南街、向原地区にかけまして学校を中心に商店街、駅周辺という形で設置してあるものでございます。残りの1台につきましては、自治会が防犯、犯罪防止等の目的に設置したものでございます。

以上でございますが。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

26台ということで設置をされてるということですが、この設置をしてから、具体的に設置後、先日、教育長からも答弁ございましたけども、犯罪抑止策として相乗効果が得られるというお話がありましたけども、具体的な設置後の効果があった事例があれば教えてください。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 一昨年でございますが、東大和高校の高校生が、東大和市駅周辺で殺傷事件ということでございまして、駅周辺の歩道に設置した防犯カメラと、あとコンビニエンスストア等の防犯カメラによりまして、犯人を特定し、検挙したという事例がございました。その他については、非常に設置が古い防犯カメラでございますので、なかなか画像が鮮明ではないということがございまして、その他の事例については参考資料という形で考えているということでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 犯人逮捕につながったということで、今かなりそういった意味では抑止力になっていと思うんですけども、先ほどほかになかなか画像がというお話がありましたけども、この25台、26台に関しては、これはさまざまな意見を取り入れて設置されたと思うんですけども、画像が鮮明でないという分では、これは更新というのはされないのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） こちらにつきましては、先ほど申し上げました警察庁のモデル事業ということで設置したものでございます。そちらのモデル事業は、単年度で終わっておりますので、カメラの更新というのは現在考えてないということで、現在使用する耐用年数が、もう5年少したってございますので、今後については、今回、教育委員会のほうで設置していただいております27年度、28年度に向けて2カ年の事業で実施しております見守りカメラにつきましてはの移行を、警視庁のほうでは考えてるということでございます。

以上でございますが。

○20番（木戸岡秀彦君） そうですね。実際についても、役に立たなければしょうがないと思いますので。そして、先ほどの件に続きまして、27年度、28年度、小学校の通学路に25台ずつ設置するとお伺いをいたしました。この件に関しては、着実に防犯対策が私は進んでると思います。本当に感謝をしたいと思います。

最近、桜が丘の通学路に設置された防犯カメラですけども、これも早速、住民の方から喜びの声をいただ

いております。特に旧カシオ裏の通学路に関しては何カ所か——4カ所ですか、設置をされました。この通学路に関しては、車の抜け道でもありまして、危険地域になるため本当に防犯に役に立っております。本当にありがとうございます。

続きまして、防止につながる防犯カメラの増設についてということで、市の考えをということでお聞きしましたけれども、過去に学校とか通学路以外に、市民から防犯カメラに関して、こういうところに設置してほしいとか、要望等はありませんでしたでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 子供たちが、放課後、公園等で利用して遊ぶときにおきまして、地域の方から公園に設置できないかという御相談を受けたことがございました。

以上でございますが。

○20番（木戸岡秀彦君） 相談を受けて、その後どうするかということが、私は大切だと思います。昨今、市内でも不審者、事故とか、また危険箇所が見受けられます。東大和市内、さまざまなところを私は見たりするわけですが、特に上北台の公民館の周辺ですけれども、去年は動物の虐待がありました。そして、また不審者も出ました。また、放火もありました。特にこの地域の上北台1丁目周辺は窃盗が多いということで有名なんです。というのは、かなり高齢化が続いて、暗いということで、今回、街灯がついて明るくなりましたけれども、住民の不安の声が上がっております。不審者に対しても、それ以降、二小ですか、通学等にも出た、複数出るということでありますけれども、これに関して公園周辺の防犯カメラの設置を求めますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 防犯カメラの設置ですけれども、防犯カメラが犯罪に役立つということは、いろいろ犯罪解決の中で実証されてます。ただ、一方でカメラによる監視に対する拒否反応を持つてる人たちがいることも事実でございます。そんなこともあって、行政が直接防犯カメラを設置して、行政が運営するというケースはございません。ですから、先ほど申しました警視庁のモデル事業で、全国で8カ所ですか、設置したケースでも、費用負担は警視庁でしたが、運営については地域の防犯協会だったり自主防災組織だったり、そちらのほうに全て委ねてます。ですから、行政が直接設置をして、直接それを管理するということは、やはりプライバシーの問題でどこもやってないという状況です。

ただ、防犯カメラを設置するために、東京都は補助制度を持っています。東京都が補助を半分して、あと4分の1が市町村、それから4分の1が自治会、設置者ですね、そこの補助制度がございます。ですから、設置してるケースとしては、その東京都の補助制度を実施して、自治会なり商店街とかが設置をして運営をしていると。何か捜査とかでその画像が必要なときは、そちらの団体に警察が申請をして画像を見せていただくという運用制度をとっております。この補助制度も、設置のときは補助は出ます。ただ、防犯カメラの場合は、外にありますので風雪で大分傷みます。製品寿命は5年ぐらいというふうに言われてます。実際はもうちょっともつようですけど、ただ故障も非常にあります。それから電気代がかかるということで、維持経費がかかります。これについては補助制度がございません。それから、更新のときの補助もございませんので、つけるに当たってはそういった経費の面とか、そういうことを考えた上で、それぞれの自治会なり商店街なり、そういうところで設置をしていただくのが一番よろしいかというふうには考えてます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 取りつけに関しては、さまざまな障害があるということでお聞きをしました。しかしながら、この安全、抑止力ということで、本当に住民に不安が起きているというのは事実であります。そう

いった意味では、警察署のほうにも行政のほうから、そういうことが出てるという部分での相談等も、ぜひしていただきたいなと思います。いろんな補助とか、先ほど言いました自治会、自治会も最近は自治会に入っていない人も多くなっているということで、これに関してもさまざま問題になってると思いますけれども、そういった意味では、この設置に関しては慎重にならざるを得ないということはわかりますけれども、ぜひ危険地域というのは事実ございます。そういった意味では、ぜひ警察のほうに要請もしていただきたいなと思います。

また、これ別件ですけども、防犯カメラで役に立っているということでもいいますと、岡山市ですけども、岡山市、ごみの有料化に伴いまして、有料化になって、そのごみが捨てられるのではないかとということで、不法投棄が多い山間地域を対象に監視カメラを導入をしているという例がございました。当市でも、多摩湖周辺に、民家に不法投棄が続いておるというのを聞いております。私も何度か見に行って、ごみ対策課でさまざま看板を取りつけましたけども、ほとんど効果がないという状況で、こういった部分でも、やはり防犯カメラ等も必要ではないかなということを思います。これは要望として、ぜひ警察のほうにも言っていただきたいなと思います。

続きまして、4番目としまして、公共施設の整備についてでございます。

洋式化の悪臭と進捗状況はということですけども、小中学校の洋式化ですけども、試行として第一・第五小学校で本年、行うということで、また尿石除去清掃に関しても、小中学校全校で計画をしているということで、本当にこれはありがとうございます。洋式トイレの増設に関しては、これ大変に喜ばれると思います。私も感動しました。そういった意味では、市長の方針でも、他校の拡大ですけども、これは利用実績を調査して検討したい、していきたいという御答弁がありましたけれども、でも今まで多くの要望があって、私も昨年、いろいろ一般質問で子供の利用状況、実情などもお話ししております。また最近でも、いろいろお聞きをします。ぜひ、具体的に、この一小、五小、具体的にになりましたけども、それ以降も小学校ですね、設置の計画を示していただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 学校のトイレの洋式化につきましては、試行ということで平成28年度に第一小学校と第五小学校の2校において計画をしております。他校への拡大につきましては、トイレの利用実態などを調査いたしまして、また財源の確保も含めまして検討をしてみたいと考えております。学校施設につきましては、トイレに限らずさまざまな諸課題を今解決すべく、財源通しといたしますか、やっております。まずは児童・生徒の安全安心を第1に、現在進めておる外壁改修工事、そちらまだ残っておりますし、今後は内部の非構造部材の耐震化、そういうものも同時に進めてまいる必要もございまして、そういう中での総合的に判断をした中で、環境改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 先ほど第一・第五小学校、設置をするということですけど、具体的なスケジュール等は決まっておるのでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 第一小学校及び第五小学校での洋式化のスケジュールでございますが、こちらに関しましては洋式化とあわせて、床のシートを新たに張って、乾式化ということも含めまして、学校の通常授業もございまして、夏休みを利用して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

先ほど設置の拡大に関しては、耐震工事とかさまざまな、以前にも御答弁いただきましたけども、これはぜひ

ひ、今回2校ですけれども、来年以降も予算をとっていただいて、私は全部とは言いません。計画的にそういったものを機に予算をとってということではございませんので、そういった意味では、これに関してはぜひ要望をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私、昨年、質問させていただきました民間企業の洋式トイレに関してのプレゼントについてお話をしましたけれども、その後、エントリーはされたのでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** 洋式トイレのプレゼント、こちらにつきましてはホームページのほうに募集の要項が掲載しておりましたので、こちらにのっとって、ただいま副校長会等で学校に働きかけて、その後いろいろな面で調整を図りながら、小学校においては申し込みをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ぜひエントリーして、抽選で当たるようお願いしたいなど。お願いしてもできるという状況ではないと思っておりますけれども。済みません。

続きまして、前回のトイレ診断の業者の提案をお話をさせていただきました。その状況についてお聞かせください。

○**環境部長（田口茂夫君）** 議員のほうから御提案がありましたトイレの無料診断の件でございますけれども、御提案いただきました事業者さん、私どものほうでも調べさせていただいたところ、民間事業者ということもございまして。また、事業所自体が遠方というところもございまして、現在、市としては今後の契約等の予定が全くない中で、これをお願いするということは難しいのかなというところで、ホームページ等でいろいろ調べさせてはいただきましたけれども、担当部としては難しいというふうな判断をしているところでございます。

以上です。

○**20番（木戸岡秀彦君）** じゃ、これに関しては、今現時点で使ってる業者が、今後とも、これ無料診断じゃないですけども、清掃に関してはやっていくことで進んでるのでしょうか。

○**環境部長（田口茂夫君）** 市内の公園並びに駅前トイレなどにつきましては、市におきまして契約等に基づいて実施をしていくというふうな形になります。

以上です。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 了解しました。

先ほど業者の話をしましたけれども、私は昨年、東大和市内、全公園を訪問させていただいて、においを全部嗅いで、あと汚れも全部見てきたわけですけども、前回指摘をさせていただいた箇所がございます。この状況について、お聞きしたいと思います。

○**環境部長（田口茂夫君）** 私どもも、日々の公園管理等の中におきましても、トイレのほうの状況等は確認をさせていただいております。やはりトイレ自体が外にあるということ、またこういった公共施設全体の中にあるトイレではないということで、なかなか管理上難しいところがございます。そういう中ではございますが、市の表玄関ということで、東大和市駅前におきまして、これは一方には排管の詰まりという状況の中で、尿石除去を平成27年の7月に実施をさせていただきまして、また縁ありましてNPO法人さんが、こういったところの清掃をいただけるようなお話もありまして、平成27年の11月に実施をさせていただきまして、駅前のトイレについてはきれいになったというような評価を得ているところもございます。

以上です。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

私、一応指摘したのが、東大和駅前と上仲原公園、あとハミングホール横の仲原西公園ということでしたけど、実は東大和駅前、先日お聞きしましたので、私も駅前へ行ってみました。そしたら何とにおいなくて、すばらしいなと思いました。これに関しては、何か今までと違った清掃の仕方といいますか、何かされたんでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 特段どうだということではないんですが、先ほどもお話をさせていただきました、縁あってNPO法人さんのほうで、学生さんを交えて、十数名の方がおいでいただきましてきれいにしてくださいました。また、壁につきましても絵を描いていただいたりですとか、そういったことがされております。また、市といたしましても、先ほどもお話ししましたとおり、東大和の駅前は市の表玄関ということもございまして、防臭の芳香効果のある機材等も若干予算もつけまして対応したところがございます。そのようなことから、議員から御評価いただきましたけども、きれいになったというふうな形でも、我々は認知してるところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 私が行ったとき、かなりにおいもあつたんですけども、あれだけ効果があるのかなということに感心をしました。上仲原公園ですね、ぜひ同じような、また縁があればいいですけど、そうなかなか、毎回毎回縁があるわけではないので、清掃、さらなる実施をお願いをしたいと思います。

今後の取り組みについてですけども、市長の施政方針答弁で公共施設のトイレの改善についてですけども、洋式などについて必要に応じて順次整備を検討しますということがございました。この公共施設、公民館を含めて、今後検討をされている施設はありますでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子ども生活部で所管しております施設が14、市民センター等を含めまして、外の施設、14施設ございますけれども、その中でその施設並びにその施設のフロアに洋式トイレがないというところは2カ所あるということで、新堀地区会館の2階に男女ともない、それから芋窪集会所については男性のほうがないというようなところを把握してるところでございますけれども、来年度の当初予算案に新堀地区会館の2階の女子トイレのほうに、予算案に計上させていただいてるということでございますので、今後順次、各施設それからフロアに洋式トイレを設置するように、要望はしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 社会教育のほうで、さまざま施設ございますけども、来年度につきましては東京都の補助金を活用して、市民体育館のトイレを、バリアフリー化の工事をします。その内容につきましては、大きく4つあるんですけども、和式のトイレを洋式に改修をします。この内容についてですが、それぞれ地下と1階、2階ございますけども、それぞれフロアにおいて和式は1つ残します、それぞれの。例えば男子トイレだったら男子トイレの中で、和式は1つ残します。ただ、そのほかは洋式に変えます。同じように、女子のトイレもそうですし、2階においても地下においても、全部和式を1つずつ残しながら、残りのトイレについては全部洋式に変えることで工事を考えております。そのほか、あと床タイルをシートに変えたりとか、それからそのフロアの中になりますけども、手すりを設置したりとか、あとはトイレの扉を内開きから外開きに改修するとか、こういうことを市民体育館において実施を予定してるところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 着々と進んではいるとは思いますが。先ほど新堀ですか、新堀のほうで予算というこ

とで、実は芋窪集会所に関しても、私、2カ月ほど前ですかね、芋窪集会所にお邪魔してトイレの確認をさし
ていただいて、聞きましたら男子トイレが、和式が2つということで、聞いてみますと、これが大変なんだよ
ねという話をされておりました。今後、ぜひ計画をしていくということですので、ぜひ期待をしたいと思いま
す。

また、その体育館ですね、こういった部分では、当然和式は全て洋式ということではないですけども、そう
いうことで評価しております。ほかに関しても、やはり高齢化がますます進んできますので、そういった分
では高齢者が特に使うところに関しては、洋式をぜひ進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願
いをしたいと思います。

続きまして、特別教室のクーラー設置についてでありますけども、公明党はこれまで毎年、予算要望してき
ました特別教室の冷房化設置計画が示されました。本当にありがとうございます。対象となる小中学校の特別
教室の数が73ということでしたけども、小中の内訳はわかりますでしょうか。

○**建築課長（中橋 健君）** これから冷房化を計画している小学校、中学校のそれぞれの特別教室の数でござい
ますが、小学校につきましては37教室、また中学校に関しましては36教室と認識しております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

これに関しては、平成28年度、中学校5校の設計ということでお聞きしております。平成29年度で中学校で
5校、平成30年度、小学校で10校ということですけども、これはあくまでも計画なので、29年度は中学校の5
校、これ36ありますね。平成30年、小学校は37ありますけども、これはある程度前倒しにしてできないのかな
という部分も感じるんですけども、その点はいかがでしょう。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 先ほどのスケジュールとしまして、今実施計画に記載されました特別教室の冷
房化事業ということで御説明を申し上げました。空調機の設置につきましては、大きな財源も、予算も伴いま
すので、現在この実施計画に基づいて事業を計画しております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** わかりました。

これに関しては、もう基本的には実施をするということですので、ぜひ期待をして、着実に実施できるよ
うによろしくお願いいたします。

続きまして、最後の商店街の空き店舗対策についてお伺いをさせていただきます。

空き店舗の状況と市の考えはということで、壇上でも述べさせていただきましたけども、市内を見渡します
と空き店舗がふえております。本市では、この現状をどう考えているのか、再度お聞かせください。

○**産業振興課長（乙幡正喜君）** 市内の空き店舗の状況でございますが、現在、市内には9つの商店街がござい
ます。市内商店街では、経営者の高齢化や後継者不足、経営不振などによりまして、廃業、移転等する店舗が
増加し、その結果として空き店舗が増加していると思います。また、廃業後は住宅になってしまうなど、商店
街の空洞化が進んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 本当に商店街の空洞化というのは、本当に寂しいという状況ですけども、本市では、
過去に空き店舗を活用した事業というのをやったことがあるんでしょうか。

○**産業振興課長（乙幡正喜君）** 過去に東大和商工会が実施しております空き店舗……。

済みません。失礼しました。

○市民部長（広沢光政君） 過去に、商店街が空き店舗等を活用した事業はないのかという御質問でございます。当市におきましては、平成18年度でございますけれども、東京都の補助金、こちらを活用いたしまして向原の新興商店街、こちらのほうで実施しております。内容的には、商店街の中にあります空き店舗を、お客様の休憩スペースということで活用して使ったというようなケースでございます。

ただ、この補助金でございますが、もともとの目的は商店街の活性化、これが目的でございますので、その一つの手法として、空き店舗を利用したこういう休憩所を使ったということに対して、補助金が出たというような事業でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今現状はどうなってるでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） こちら今、展示スペースですかね——というような形で、休憩スペース、展示スペースという形で現在も利用してる状況でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 利用者、ふえているんですか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 私ども、そちらのほうの設備、拝見しました。お買い物する方が、そちらのほうで休憩してるというような形で、ふえてるというよりも、その店舗を利用してる方が、そちらのほうで休憩をしてるということで、かなりの頻度で御利用されてると聞いております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 憩いの場として活用されてるということですね。

それと、空き店舗調査の事業を商工会で実施をしているということですが、その概要についてお聞かせいただけますか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 空き店舗の調査事業でございますが、商工会が実施してる事業でございます。こちらの事業は、市内の空き店舗情報を収集いたしまして、データベース化して、東大和市が実施する創業塾や、創業塾の受講者、それから開業を目指す市民の方、また市外の方などで物件情報を提供することによりまして、市内での開業がスムーズに行われるような形で、知識の活性化を一層図ることを目的としております。

具体的には、市内の空き店舗の調査、収集を行い、収集した情報をデータベース化して、新規開業、移転希望者への改善ができる体制を整っていくものでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 現在、実施をしている段階でしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 現在、商工会のほうでデータ収集をして、今現状で進行しております。3月に、この末にその調査結果がこちらのほうに、市のほうに報告がある予定でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

空き店舗の活用ということですが、私もさまざま経験をしたことがあるんですけども、期間を設けたチャレンジショップというものがございます。チャレンジショップに関しては、当市で検討はされたことがあるんでしょうか。また、他市の事例などがありましたらお伺いしたいと思います。

○市民部長（広沢光政君） チャレンジショップの関係で御質問いただきました。

まず他市ということで、そちらのほうを先にお答えさせていただきますと、近隣ですと立川市さんがチャレ

ンジショップということで事業を行っております。御質問者、御存じのとおり、チャレンジショップといいますが、立川市さんの例をとりますと、立川市さんが独自に所有しています——これ立川市の南口になると思うんですが、敷地に立川市さんが建物を建てて、その1階部分を使って店舗として利用して、最長で1年だと思うんですが、それまでの期間の間で独立を希望される方、開店を希望される方々に店貸しをして、店貸しをしながら、その間に専門家によるアドバイスですとか、そういったこともしながら、その後、そこを旅立っていただいて、市内の商店街等で開業をしてもらおうというようなための施設だというふうに伺っております。

当市におきましては、今お話ししましたとおり、まずその施設自体、やっぱり市有で持ってませんと店舗を今度、転貸しだとか、そういう話もありますし、内装の改装等の関係もございますので、基本的には市が所有する物件という話になってまいりますので、そういったところでやはりちょっと必要な準備、整備等もございます。こうした中で、当市におきましては中小企業大学校、こちらのほうにビジネスのほうで創業支援、それから新事業支援の事業というのを行っております。店舗貸しというのはできないんですが、オフィススペースの貸し出しなんかもございますし、アドバイス、そういったものも行われますので、そういった事業を行われてますよというようなことで御紹介していくということは考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

実際には、市で所有しないとなかなか難しいということもお聞きしました。私も仕事柄、そういったチャレンジショップということで、八王子市のほうで、市で所有しているところかどうかということで見ることがございます。それに関しては何か月間か、さまざまな企業が出て、挑戦をしていたということをお聞きしました。市の所有というのは、なかなか難しいかとは思いますがけれども、実際には先月、横浜市ですか、横浜市の金沢文庫ですけれども、商店街の空き店舗活用のチャレンジショップ事業というのを広報いたしました。実際、4月1日オープンということで募集を行って、締め切って、これから出店をしていくということであります。これに関しても、参考になりますので、ぜひ研究をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、地域のにぎわいを創出するためですけれども、空き店舗補助事業の活用についての実施ということですが、今考えてないということですが、昭島市、昭島市は地方創生事業の一環として、商店街の空き店舗活用事業者に対しまして、店舗への改装費や賃貸の一部を補助する事業を始めております。当市でも、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 昭島市の今事例ということで、空き店舗改装の費用ですとか、賃借料っていいですか、そちらの補助を昭島市さんのほうでは行ってるということでございます。先ほど市長のほうの御答弁でも申し上げましたように、今現在、当市におきましては商工会のほうの空き店舗関連事業、これを行ってるところでございます。平成27年度におきましては、この調査で収集した空き店舗の情報、それと創業塾を卒業された方々、いわゆる創業希望者の方々、その方々とのマッチングをして、そういった意味での空き店舗の有効活用を図るというような意味での施策は行っておりますけれども、経費的な補助、そういった事業については現段階においては未検討というようなことでございます。実際にそういう補助を行ってる自治体に伺ってみると、確かに初期投資の関係なんかで、そういう創業希望者の方、メリットはあるというのはもちろんでございますけれども、今度、逆に店舗の賃借料の補助期間、これが切れますと、それと同時に店舗を撤退してしまうというような事例もあるというようなこともお聞きしております。そういった中で、やはり今、私どもが行おうと

してまず空き店舗の情報の活用事業、これの推移等を見ながら、今言った補助金の活用事業についても、ちょっと研究してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時46分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど空き店舗の補助金活用事業ということで、かなりハードルが高いという部分でもお話がございました。今商工会で、さまざまな部分で調査を行っておりますけども、その中で先々検討の余地があると思いますので、今回はこの辺でとどめたいと思います。

続きまして、玉川上水の駅前の空き店舗に関してですけれども、これに関しては駅前にもかかわらず、昨年2店舗が閉店してしまっている。私は、もうこれ悲しいなと。これどうにかしたいなという部分で、私は思います。

それで、提案なんですけれども、駅前ということでかなりさまざまな市民からの要望がございます。駅前保育とか送迎サービスという市民の要望等がございます。日本一子育てしやすいまちに向け、待機児童解消に、子育て支援の施策として誘致を検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 玉川上水のところの——あそこは公社でしょうかね、公社のところの1階の店舗のことだと思いますけれども、玉川上水の駅前ですね、非常に駅に近いというところで、便利だということは承知しております、当市のふれあい広場を活用というところで、当部におきましても活用ができないかというところで検討したことがございます。やはりステーションでいいかななんて思ったんですけども、ステーションとしてはちょっと小さ過ぎる。それから、送ってくる方は、あの近くの方ですと、他区、他市の状況なんか見ますと、ベビーカーで来て、そのままベビーカーを置いていくというようなところが多いようなんです、送迎ステーションの場合には。ですけど、一々畳んでは、置いていくようないとまがないといえますか、皆さん、広げたままで置いていくということで、本当にベビーカーの駐輪場ですか、それもかなり設けなければならない。さらには、送迎ステーションということで、本園のほうに、本園、保育園のほうに送っていくわけですけども、それを駐車するスペースがないということで、市のほうの広場のほうは提案するのを諦めたような経緯がございます。

そんなこともございまして、空き店舗でもそのようなことが考えられるかということでございますけど、なかなか送迎ステーションといいますと、送っていくバスですよ。その待機所でしょうかね、駐機所ですか、その問題がありますので、それでしたらほかの保育施設のほうがいいのかななんていうような、アイデアとして今いただいたところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） アイデアとして、それでは分園とか、そういった部分でも検討できないかなと思います。駅前ですから、どちらかという私も子供が大好きなものですから、私自身がやりたいぐらいな、駅前ですね。私の夢は園長ですので、そういった意味では私自身がやりたいぐらいな場所に、空きスペースができましたので。

桜が丘地域というのは、かなり転入者も多くて、当然御存じだと思いますけども、子育て世代の方がすごく多くいらっしゃいます。そういった意味では、先ほど課題になっておりますこの玉川上水駅は、一つの大きな問題は駐車スペースなんです。駐車場に関して、どうにかならないかということで、商店街の方からもかなり強く要望をいただいております。先ほど答弁ございましたけども、分園に関しては、万が一、駐車スペースがなくても、可能性はあるんじゃないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 分園というのは、市内にはのぞみ保育園、旧テマリ保育園ですね、そちらが昨年4月にオープンしたときに、あわせて前の園舎を分園ということで、市役所のちょっと南、東ですか、そこに昔、本園がございましたので、そこで分園をやっている、銀行の西側の青梅街道沿いに本園が移ったというところで、分園も一緒にオープンしたわけですが、分園の場合の設置基準ということで、国、東京都が認可の権限を持っておるんですけども、同じ敷地内とか隣接というところを分園ということで考えてるようで、例えば玉川上水の空き店舗ですと、一番近いところは、一番北側に桜が丘保育園がございまして、それじゃ遠過ぎるということなんです。あれで遠いのかと。ですから、もっと近いところでないと、分園は認められないよということがございますので、分園はなかなか難しいのかなというところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 何とか子供を手助けするといいますか、そういった部分で、ぜひ何らかの施策ができないかと思えます。先々も、この駐車スペースというのは一つの課題ですけども、ぜひ検討をしていただきたいなと思えます。

あと、もう1点ですけども、私、平成9年に当市に転入をしてきましたけれども、その当時から、ちょうど平成9年、8年ぐらいからマンション等が建ち出しました。そのころから郵便局という要望がございました。その後も人口もふえ、ますます要望がふえている状況ですけども、空き店舗にこういった誘致というのはできないのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 今現在、郵便の関係が、日本郵便株式会社という民間企業ということでございますので、私のほうからちょっと答えさせていただきます。

今市内に8カ所の郵便局、設置されているわけでございますが、これ全て今申し上げましたとおり日本郵便の直営という形になっております。郵便局の業務というのは、民間とはいえ公共性が高いということもございまして、自由な設置というのはできないということで、日本郵便株式会社において人口ですとか、その地域の局の設置状況、そういったものを勘案した中で設置を進めているというふうに承っております。確認の段階では、現在、東京都においては郵便局は充足しているということで、新規での開局というのはないというふうなお答えをいただいております。ですから、そんなことから誘致、新規開設は難しいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 難しいということは、以前からもお聞きをしておりますけども、私がそれ以降、南公園の西側以降は、マンションが15建ちました。戸建ても、マンションに匹敵するぐらいの戸数で建てております。人口というのを考えると、その当時に比べればかなりの人口だと思います。郵便局を範囲する、コンビニなんかでも、範囲で約何千世帯があったら1つできるという一つの施策がありますけども、その当時と変わってきている、推移をしている状況がありますので、そういった部分での要望というのは出せないのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 要望ということが出せないということはないと思うんですが、要望までいかなくても、お願いをするというようなことが、拒否されることはないと思いますが、私どものほうで事前に確認した状況の中では、先ほど御答弁申し上げたような中で、郵便株式会社のほうでは、それなりの経営戦略として一定のルールがあると思うんですが、そういったものに基づいた中での設置計画を立ててるということでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私もしっかり研究をして、何とか実現できるように、私自身も考えたいと思います。

最後に、一番玉川上水で問題になっております駐車場の件でありますけども、これかなりの要望がございます。これに関しては、可能性というのはないでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） あのエリアで、公共駐車場といったものの整備については、用地の確保等、難しいと思います。以前にも駐車場等の検討で、何が考えられるかといった場合には、やはり民間でコインパーキング等の設置をしていただき、そういったところを有効利用していただくのがいいんじゃないかというふう考えてるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） コインパーキングですけども、道路によくコインパーキングが置いてありますけど、スペース、（「通告外」と呼ぶ者あり）状況ですけども、それ状況はいかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 路上のコインパーキングでございますが、設置、管理、管轄ともに、こちらは警視庁になります。東大和警察署に確認しましたところ、設置基準がございまして、車道幅員が10.5メートル以上が必要、それから短時間駐車が見込まれ、頻繁に需要があることということで、玉川上水駅前周辺については、これに合致してないということで、設置できないという回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 議員に申し上げます。

通告に従って質問するようにお願いします。

○20番（木戸岡秀彦君） 失礼いたしました。

わかりました。やはりこの玉川上水は、さまざまな課題がございます。ぜひ、今私が申し上げました提案ですけれども、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中間建二君

○議長（関田正民君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従いまして、平成28年第1回定例会における一般質問を行います。

まず初めに、公共施設等総合管理計画策定における検討課題について伺います。

当市では、総務省が示した公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてとの要請及び指針に基づき、

昨年度より公共施設等総合管理計画の策定に取り組んでおられます。私ども公明党といたしましても、市議会において公共施設の老朽化と将来の統廃合を見据えた公共施設マネジメント計画の必要性について訴えてまいりました。当市を含め地方自治体では、過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える中、地方財政は依然として厳しい状況にあり、さらに人口減少による今後の公共施設等の利用需要の変化が予測されるために、公共施設全体の最適化を図っていく必要があります。公共施設等総合管理計画を策定することにより、施設の老朽化の度合いや維持管理費用が予測できるとともに、今後の施設の修繕、改修、処分、統廃合の計画が立案でき、予防保全による施設の長寿命化を図り、将来的な財政負担の軽減にもつながるものと期待をされます。当市の計画策定においても、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化を推進するとともに、公共施設等の最適な配置を実現していかなければならないと考えております。

そこで、1として、昨年11月に取りまとめられました公共施設等白書及び施設カルテから分析される当市の公共施設等の管理及び更新の課題はどのようなものか、お尋ねをいたします。

2として、公共施設等総合管理計画策定における具体的な方針や課題について、以下の点についてお尋ねいたします。

アとして、公共施設等の整備、更新について、投資費用の抑制や官民連携のあり方、機能の複合化、長寿命化などについて、どのような原則や目標を定めていくのか。

イとして、既に購入する方針が示されております桜が丘3丁目の国有地や移転が決定しております学校給食センター跡地など、市が所有する未利用地の利活用について、どのような検討がなされているのか。

ウとして、ファシリティマネジメントの考え方を計画の中にどのように位置づけていくのか。

エとして、今後、計画を着実に実行していくためには、行政の縦割りの弊害を廃し、強力な推進体制の構築が必要でないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

次に、地域包括ケアシステムを構築する上での課題について伺います。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供していくための地域包括ケアシステムの構築は大きな課題であります。当市の高齢者福祉計画——第6期介護保険事業計画においても、地域包括ケアシステムの実現を基本目標に掲げておられますが、その重点プランの第1の課題が在宅医療、介護連携の推進とされております。医療的ケアが必要な高齢者が、病院等の医療機関から在宅生活へ移行していく中で、安心して在宅生活を送ることができるようにするためには、この在宅医療と介護の連携を円滑に進めていく必要があります。

1として、医療機関から在宅生活への移行の中で、在宅医療と介護の連携をどのように図っていくのか、お尋ねいたします。

アとして、地域の医療・介護サービス資源の把握と周知の状況は。

イとして、課題の抽出と対応の協議は進んでいるのか。

ウとして、情報提供や相談を行うための連携支援窓口の設置状況は。

エとして、24時間365日のサービス提供体制の構築は。

オとして、市民への普及啓発の取り組みの状況は。

最後に、空き家等の適正管理について伺います。

空き家等の適正管理については、これまでも繰り返し訴えてきてところであります。総務省が行った平成25

年度の住宅・土地統計調査によれば、当市の空き家率は11.9%、約5,000戸となっております。これらの空き家を適正に管理していくことは、市民生活における住環境を維持、向上させるだけでなく、空き家の利活用を促進することで、まちづくりの活性化を図ることも可能になります。そのような観点から、昨年5月には空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、また東京都におきましても空き家利活用等区市町村支援事業が実施をされております。これらの動向を十分に踏まえつつ、当市においても空き家等の適正管理を着実にやっていく必要があると考えます。

1として、空き家等の実態把握及び調査の状況について伺います。

2として、協議会の設置及び空き家等対策計画の策定に取り組む考えについて伺います。

3として、シルバー人材センター等を活用した空き家等の適正管理の方策について検討ができないか伺います。

4として、防犯上の観点のみならず、まちづくりの観点から空き家等の利活用を含めた適正管理を進める必要があると考えますが、御所見を伺います。

失礼いたしました。通告文を一部飛ばしておりましたので、再度申し上げます。

地域包括ケアシステムを構築する上での課題の2番を飛ばしておりました。失礼いたしました。

介護離職者ゼロを実現するための具体的な施策について。

アとして、介護者が急な残業や出張などで介護ができなくなった場合に、現状でどのような対応が可能か。

また、高崎市の介護SOSサービスなどの事例を参考に、体制の構築を検討できないか、この点についても御答弁をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます……

失礼いたしました。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては答弁を踏まえて自席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔18番 中間建二君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市の公共施設等の管理及び更新の課題についてであります。公共施設等白書におけます公共施設等全体に係る将来更新費用の推計におきましては、1年当たりの更新費用の平均額は27億円となりました。これは現在保有している全ての公共施設等を更新するために必要な費用であり、更新費用に充当可能な財源の見込み額に対し、約1.8倍の費用が必要となることが重要な課題になってくると考えております。

次に、公共施設等の整備、更新に当たっての原則や目標についてであります。市として更新、統廃合、長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかにつきましては、将来的なまちづくりの視点から十分な検討を行い、原則や目標を定めてまいりたいと考えております。その上で、将来需要や市民ニーズを適正に捉え、施設の利用実態や周辺施設の状態を把握し、施設単体や施設種別を超えた検討も必要であると考えております。また道路や下水道施設等のインフラ施設については、建築系の公共施設等とは異なり、計画的な整備や老朽化したインフラ施設の長寿命化に取り組む必要があると考えております。

次に、市内の国有地や市有地の利活用についてであります。公共施設全体の配置状況や施設整備費用の市財政に与える影響等を十分考慮しまして、検討することが重要であると考えております。

次に、ファシリティマネジメントの考え方についてであります。公共施設等を資産として捉え、経営的視

点に基づきまして総合的、長期的観点からコスト等、行政サービスの最適化を図りながら資産を適正に管理、活用していく手法として公共施設等総合管理計画の策定過程において検討してまいりたいと考えております。

次に、強力な推進体制の構築についてであります。公共施設等総合管理計画は現段階において把握可能な公共施設等の状況や、現状における取り組み状況を整理し、策定を進めております。計画の策定後につきましても、この計画に基づく点検、診断等を通じて見直しを順次充実させていくことが必要であると認識しております。このことから、計画策定後の推進体制につきましては検討をする考えであります。

次に、地域の医療・介護サービス資源の把握と周知の状況についてであります。市では現在、地域の医療機関や介護事業所の所在地や機能等の情報収集を行い、市内医療機関名簿や介護保険サービス事業者一覧を作成し、市民や関係機関などへの配布や、公式ホームページでの周知を図っているところであります。今後はより活用しやすい医療・介護サービスマップを、地域の医療・介護関係者と調整を図りながら作成し、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議についてであります。市では在宅医療・介護連携の推進を図るため、平成27年3月から4回にわたり地域の医療と介護の関係者による他職種連携研修会を実施し、研修を通じて意見交換や課題の抽出と共有を図り、顔の見える関係づくりを進めてまいりました。今後につきましては、平成27年10月に設置いたしました東大和市地域包括ケア推進会議及び各専門部会において、具体的な課題の抽出及び対応の協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、情報提供や相談を行うための連携支援窓口の設置状況についてであります。市では地域の医療・介護関係者や地域包括支援センターなどからの在宅医療・介護連携に関する相談の受け付けや情報提供を行うための連携支援窓口の設置につきまして、在宅医療・介護連携の中心的な役割を担う東大和市医師会と検討、協議を図りながら、連携支援窓口の設置に向けた準備を進めているところであります。

次に、24時間365日のサービス提供体制の構築についてであります。市では地域包括ケア推進会議などの検討の場を通じて、在宅医療や訪問看護、訪問リハビリテーション、介護サービスなどの連携体制の充実及び強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、市民への普及啓発の取り組みの状況についてであります。市民の皆様が在宅医療・介護について理解し、在宅での療養が必要なときに必要なサービスを適切に選択できることが重要であると考えております。今後は講演会やシンポジウム等の開催などによる市民の皆様への情報提供や、普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

次に、介護者が急に介護ができなくなった場合にどのような対応が可能かについてであります。市では在宅の高齢者を介護している家族等が疾病等の理由により介護が困難となった場合、一時的に特別養護老人ホームなどに入所できる生活支援ショートステイ事業、社会福祉協議会の有償ボランティアによる家事援助サービスなどがあります。このほか介護保険サービス事業所や民間事業者による自己負担での介護サービスなどがあります。

次に、高崎市の事例を参考とした体制の構築の検討についてであります。介護者の負担軽減や介護を理由とした離職を防ぐための施策は重要であると認識しております。高崎市の介護SOSサービスなど、先進的な事例の情報収集に努め、市の実情に応じた有効的な取り組みなどを研究してまいりたいと考えております。

次に、空き家等の実態把握及び調査についてであります。近年、市内におきましては高齢化や相続の理由で管理不十分のまま放置された空き家が存在していることは承知しております。これらの管理されていない空

き家は、景観上の問題や犯罪、放火の要因となるなど、周辺住民の生活環境にとって決して好ましい状況ではないものと認識しております。現在、市では放置された管理不十分な空き家について、現状を調査し、所有者に対し雑草の除去や土地、家屋の適正管理を依頼しております。また防災、防犯の観点から、警察署、消防署の巡回、警戒も依頼しております。

次に、協議会の設置及び空き家等対策計画の策定についてであります。平成27年5月に施行されました空き家等対策の推進に関する特別措置法により、市町村が協議会設置や対策計画を定めることができるようになりました。しかし、計画策定に当たっては、市内の空き家等の実態調査をする必要がありますことから、今後、空き家等の実態把握や各種対策を実施するための協議会の設置について、調査研究をしてみたいと考えております。

次に、シルバー人材センター等を活用した空き家等の適正管理についてであります。現在、当市で把握している空き家は、ほとんどが高齢化や相続の理由で管理不十分のまま放置されている空き家であります。空き家の管理については、所有者の責任において対応をお願いしております。私有財産の管理に市が直接的に関与することは、慎重な対応が必要であると考えております。

次に、空き家等の利活用を含めた適正管理についてであります。近年、管理不十分のまま放置された空き家がふえている状況の中で、空き家を一つの資源として有効活用を図る考え方があります。現在、当市で把握している空き家は、ほとんどが高齢化や相続の理由で管理不十分のまま放置された空き家であります。このような空き家を活用していくためには、所有者の意向、個人住宅の構造や安全性等、またどのような用途に対応できるか検討する必要がありますので、今後の課題と認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○18番(中間建二君) それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、公共施設等白書及び施設カルテから分析される当市の公共施設等の管理・更新の課題としてお尋ねをさせていただきました。この白書等も、私も拝見させていただきましたけれども、まず大前提として、この東大和市の状況でありますけれども、この東大和市、面積も比較的小さい、また人口規模も8万6,000人と決して大きな自治体とも言えないわけでありましてけれども、いわゆる箱物的な公共施設の配置状況も、私が見る限りは決して過剰な投資というよりは、身の丈に合った平均的なレベルと考えておりますけれども、市ではどのように認識をされておりますでしょうか。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) 当市は、人口減少の状況や市町村合併に伴う公共施設の余剰感が高まっております。地方都市とは違いがあること。また、多摩26市の平均的な水準であると捉えております。平成25年の総務省公共施設状況調査を踏まえましてお答えいたしますと、当市の市民1人当たり公共施設延べ床面積は1.65平方メートルでございます。この面積の全国平均が3.76平方メートル、多摩26市の平均は1.97平方メートルとなっております。多摩26市は、総じて面積が比較的小さく、人口10万人を超える都市型の市が多いため、地方都市を含む全国平均よりは1人当たり公共施設延べ床面積が低くなる傾向があらわれています。それを踏まえ、当市は全国平均の約5割以上低い、また多摩26市の平均値よりも約2割低い水準となっております、それを含め総合的に考え、平均的な水準であると考えております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) そういう認識の中で、先ほど市長の御答弁では、将来の更新費用が、単年度、1年間

の平均額が27億円という推計になったということでありますけども、この公共施設等白書における将来的な当市の更新費用の推計値について詳しく御説明いただきたいと思っております。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 公共施設白書におけます更新費用の期間でございますが、平成86年度、2074年までの60年間で推計いたしております。推計の対象としております公共施設等の量でございますが、次のとおりでございます。

建築系の公共施設が169施設、認定道路が延長約210キロメートル、認定外道路が延長約11キロメートル、認定の橋梁が延長約617メートル、55カ所でございます。下水道管渠が延長約239キロメートル、都市公園が94カ所、こども広場18カ所、これらの公共施設等につきまして、将来の建て替え及び大規模修繕に必要な費用につきまして、事業費ベースで算出をいたしております。

建築系の公共施設につきましては、更新費用の総額が899億円でございます。インフラ系の公共施設につきましては、更新費用の総額が736億円、建築系の公共施設とインフラ系の公共施設合計の更新費用が60年間で1,635億円でございます。これが1年間当たり平均いたしますと27億円となります。これを踏まえ、平成22年度から平成25年度までの公共施設等に係る工事請負費の年平均額が約15億円ございました。この金額を更新費用に充当可能な財源の見込み額と捉えました。以上により、現在保有しております全ての公共施設等を更新し続けるためには、更新費用に充当可能な財源見込み額に対しまして1.8倍の更新費用を要する結果となっております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この60年間の将来を見通したときに、総額で1,635億円もの財源が必要になるということが、今回明らかになりました。また、先ほど御答弁いただきましたように、決して当市の公共施設の状況は過剰なものでもない、むしろ平均的な水準である中でもそれぐらいの費用がかかり、さらに過去3年間の平均値から見たときには1.8倍の財源を見込んでいかなければいけない、27億円という数字が、そういう数字だということですが、この平均的な水準であろうと思われる当市においてすら、現状で1.8倍の財源を見込んでいかなきゃいけないというこの予測を、当市としてはどのように今受けとめていらっしゃるのかお尋ねしたいと思っております。

○企画財政部長（並木俊則君） 今、数字等の御説明を申し上げましたが、公共施設等の白書ですね、初めてこのような大規模な調査、またいろいろな検討を加えた中で、一つのが平成27年度できたわけですが、数字だけを見ますと、今、中間議員がおっしゃったように、非常に全ての施設を同じように大規模修繕なり更新するには、多額の費用がかかってしまうということで、これ数字だけ見ましても、同じようにしていくには非常に当市にとっては困難な状況というふうな認識を持っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 現状でさまざまな民生費等、福祉施策の充実を図っていかなければいけないさまざまな行政需要の中で、この公共施設、またインフラ施設を現状のままで維持していくには1.8倍の費用がかかるという中で、なかなかこの財源を生んでいく、見出していくのは非常に困難であるということが、今回明らかになったわけでございます。

そういう中で、今年度、取り組まれるこの公共施設等総合管理計画でありますけれども、壇上でお尋ねいたしました既に先行して取り組んでる自治体等の例等も踏まえながら、どのような形でこの計画を策定していくかということが、これから非常に重要になってくるわけでございます。今御答弁いただきましたような

形の中で、今後60年間の平均的な投資費用、建築系の箱物分だけで年間15億円、道路と下水道のインフラ系で12億円、合わせて27億円ということでありませけれども、この状況を踏まえたときに、現状で15億円程度ということになりますと、そうすると現状で捻出できる財源まで、このインフラの更新等を抑制をしていくというような形で考えていくのか、それともさまざまな努力を行いながら、現状の15億円からの一定程度の増額はやむを得ないという形で推計をしていくのか、このあたりこの計画の中でどのように検討がなされていくのか、お尋ねしたいと思います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 市の歳入のうち、自主財源比率は減少し、国や東京都からの財源への依存度が高まる傾向にあります。また将来の人口推計を参考にいたしますと、扶助費の増加傾向は続くことが予測され、また生産年齢人口の減少により、市税収入の減少も予測されます。これらのことを踏まえますと、建築系の公共施設の更新等に関しましては、更新費用の目途といたしまして、年度平均で15億円の負担を一定の基準として考えることが必要ではないかと考えます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 現状の投資額を基準に考えざるを得ないということでもございました。

そうしますと、また一方で、先ほど申し上げましたように、この今回の総合管理計画の中であわせて検討していくものとして、建築系の箱物、それから道路、下水道等のインフラ系のものがあるわけでもございますけれども、なかなか道路や下水道を縮小していくというのは、現状、現実的にはなかなか難しいわけですが、当然長寿命化には取り組んでいかなければいけないわけですが、そういう中でどうしても、いわゆる施設系の箱物をどうしていくのかということにも、考え方がそちらに偏らざるを得ないかと思うんですが、具体的に今年度、これから計画策定を進めていく計画におきまして、現状の施設の状況等を踏まえつつ、何もしなければ単年度27億円かかるものが、現状の15億円程度まで落とし込んでいかなきゃいけないという中では、この投資費用の抑制を具体的に図っていくために、どういうことを計画の中で検討をしていくのか、この点について御答弁いただきたいと思っております。

○企画財政部長（並木俊則君） 大きく分けて、先ほどからお話に出ておりますように、建築物の関係、それと道路、下水道等のインフラの関係というふうに2つに大別されます。そのような中で、簡単に1.8倍がかかりますよというような数字を推計で出しておりますが、先ほど私のほうで申し上げましたように、非常に数字だけを見ますと、ほとんど更新は難しいんじゃないか、大規模修繕は難しいんじゃないかというふうになります。そのようなことを踏まえて、この公共施設等総合管理計画を平成28年度中に策定するという方向を打ち出したわけでもございますので、何かしらの方向、方針をもってして、今後60年間を、先を見据えたものを、この1年間で考えていかなきゃいけないというのが今の時点でございます。

そのような中で、数字だけのことで申し上げると非常に大ざっぱなことでもございますが、インフラ系の道路、下水道というのは、やはり必要なものというふうな認識は、当然皆さんも同じような認識は持っていると思うんですが、これに対してはいろいろな老朽化に対しまして、長寿命化を図って対応していかなきゃいけないというふうに思っています。今お話にも出ておりました建築系ですね、ここの部分については、やはり公共施設等の中の大きく占める公共建築物については、何かしらの対応、方策を図って、この費用の面について対応していかなきゃいけないというのが、現時点に立っておりまして、計画策定の中でどこまでの方針になるかというのは今後でございますが、やはり建築物の関係の施設、これについての考えをきちんと求められるのではないかと、私どもそれに対応していかなければいけないんじゃないかという計画になる予定でございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 具体的な方策についてなんですが、例えば当市においては総合福祉センター、今回、一般質問でも幾つか他の議員も取り上げられておりますが、一旦、財政上の理由から総合福祉センターの建設計画は凍結をされたわけですが、また現状はそういう中でも官民連携の手法によりますT P Pによりまして、民間の力を経てようやく事業化ができた、建設が今年度の開設に向けて事業が着実に進んできた、このような経緯を一つ振り返りまして、今後の公共施設の整備更新については、このような官民連携、また公民連携と言われるような手法を用いていくことが、優先的に検討されていくということは、当然そうせざるを得ないというふうに考えておりますけども、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) 総務省から示されております公共施設等総合管理計画の策定の指針におきまして、公共施設等の更新などに際しまして、民間の技術、ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討において、公民連携の積極的な活用を検討されたいとあります。例えば指定管理者制度、P F I、包括的民間委託など、これまで行政が担ってまいりました役割を民間などが担う仕組みが整えられてきております。公共施設の維持管理、運営におきまして、民間活力を取り入れ、新規整備や修繕工事において民間資金の活用を図り、公共施設の機能や役割に応じて民間企業、社会福祉法人、N P O法人など、多様な主体との協働を図ることが重要と考えております。具体的には、公共施設最適化検討委員会におきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 今も国のほうでは、例えば内閣府で民間資金等活用事業推進室——P F I推進室がもう既に立ち上がっておりまして、地方自治体とも常に連携が図れる、いつでも相談支援ができるような体制にもなっております。また、例えばN P O法人、全国地域P F I協会ですとか、また私どもも研修会にも参加させていただきましたが、公民連携定住対策等推進自治体連絡会、このような団体も立ち上がっておりまして、もう先行してこのような官民連携、公民連携で実績を上げている自治体のさまざまな例を、情報発信を全国にされておりますけども、このような団体とか、また内閣府のP F I推進室等との連携を、これから当市のほうで図っていくような考えを今持ってらっしゃるかどうか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) ただいま御紹介いただきました国の取り組みなど、今総合管理計画を策定する過程におきまして、研究過程でございます。今後検討を進める過程で、参考にさせていただく場面があるかと存じます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 投資費用の抑制を、1.8倍から抑えていかなきゃいけないということが既に明らかになってる中で、先行してる自治体の例はさまざまございますので、この国、内閣府との連携、また先行してる自治体との連携強化、これは重要な課題であるかと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

続いて、機能の複合化ということについて、今当市ではどのようなことを検討してるのか、お尋ねいたします。

○企画財政部副参事(遠藤和夫君) 総務省からの策定の指針におきまして、公共施設等の管理に関する基本的な考え方の一つとして示されております。公共施設等の利用状況及び耐用年数等を踏まえ、公共施設等の共有を廃止する場合の考え方や、現在の規模や機能を維持したまま更新することは不要と判断される場合等に、複合化という選択肢につきましても基本方針として検討することがあろうかと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君）　じゃ例えば当市においては、機能複合化ということ、当市の公共施設の状況を考えたときに、これまでも議論もあったかと思いますが、例えば小中学校の中に地域の集会所ですとか市民センターのような機能を集約をする。それから、今保健センターは市役所にありますけども、子ども家庭支援センターと分離しているものを、また一体的に整備をする。このような現状の東大和市の施設の実態等を踏まえて、具体的な方向性までこの計画の中に、私は見出していく必要もあるかと考えているんですけども、この点についての御認識を伺いたと思います。

○企画財政部長（並木俊則君）　現段階の策定過程の中では、まだそこまでのところまで至っておりません。先ほども御説明させていただきましたが、いろいろな手法を取り入れた中で、あるいは国からのいろいろな提言、あるいは助言、そういうようなものを活用しながら、今後当市にとって一番いい更新について、あるいは建て替えも含めまして、長寿命化も含めまして、どういうふうな手法を用いて一番東大和市に適する手法というものを、それぞれ複合的にかみ合わせていかなきゃいけないというふうには思っております。ということで、それぞれの建築物につきましても、先ほど申し上げました複合化も考えていかなければいけない場面にはなるかもしれませんし、また学校を考えた場合には、いろいろな、60年後までのことを考えていきますので、そのようなことも具体的にどこまで計画のほうにあらわしていけるかというのは、まだ一切決まっておりますが、そういったことも策定段階で検討する一つの課題になるというふうには思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君）　具体的に決まってないということなんですけれども、どうしても公共施設の統廃合、ましてや一定の投資費用を見込んだ中で抑制していかなきゃいけないってなったときには、いわゆる総論ではそれは必要であるということになるかと思うんですが、当然のことながら各論に入っていくと、あれも必要になる、あれも必要だ、これも必要だって、当然現状ある施設をスケールダウンしていくということに対しては、反対意見もあろうかと思えます。そういう中で、やっぱり計画を策定をし、また実効性を保っていくということ考えたときには、やはり私は、いわゆる総論部分での方向性だけではなくて、60年間という長期的なものですから、当然途中での変動要因や、また定期的な見直しは必要になってくると思うんですけども、また一方でできるだけ具体的な方向性や考え方を計画の中に盛り込んでいく必要が私はあるのではないかと考えておりますけども、この点について再度伺いたと思います。

○企画財政部長（並木俊則君）　先ほど申し上げましたが、具体的な施設云々というのもそうですが、全体的な計画の策定も今進行中でございますので、今後というところでの御説明になりますが、今考えておりますのは、当市の公共施設等総合管理計画につきましては、一番先にありきは、やはり今後の基本的なことを定めていく、その中でその方向、方針を確実に実行に移していくにはどうしたらいいかということの中で、この28年度につくります計画につきましては、一部ですね、例えば直近に大規模な修繕が必要だとか、あるいはこれは小規模な修繕を続けて、維持管理をして施設を保全していくんだと。いろんなそういうものが、直近にあるようなものが、一部掲載が可能かなというふうには思っていますが、余り先のを具体的なところになりますと、それぞれの個別計画もございまして、財政の見通しもあります。それと、何といたっても少子高齢化で人口減少というのがもう予測されておりますので、そういったものを踏まえた中でという非常に状況として計画の策定が難しいという平成28年度になりますので、そういったことを踏まえまして、具体的な記載が必要なものは記載はしたいし、また今後検討を十分に時間をかけていくものについては、なかなか記載ができないかな

と。そういうような、ちょっと判断かなというふうに現在思っております。いずれにしても、今後策定の中でどこまで具体的に記載ができるかというのは、一つポイントかなというふうには思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 非常に難しいこと、課題であるかと思えますけれども、また一方で、この総論的な計画であれば、今回つくる目的は非常に薄くなってしまっているのではないかと思いますので、具体的な計画をさまざまな手法を用いていく、また公民連携、官民連携のあり方等を含めて、具体的な方向性をぜひ示していくべきではないかと考えております。

それから、長寿命化なんですけれども、この点については、いわゆる管理上の問題が起こってから対処する事後保全ということじゃなく、事後のリスク管理、また費用の平準化を図るための予防保全、こういう考え方で取り組んでいくということについて、再度確認させていただきたいと思えます。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 総務省からの策定の指針におきまして、維持管理、修繕、更新等の実施方針といたしまして、予防保全型の維持管理の考え方を取り入れることが提示されておりますので、検討の一つと考えております。公共施設等白書におきましても、更新費用の算出において、例えば橋梁につきましても予防保全の方針に基づき更新費用等を計上いたしております。また公園施設につきましても、平成24年4月に国土交通省から出されております公園施設長寿命化計画策定指針（案）に基づきまして、更新費用等を計上いたしております。予防保全と事後保全とのコストを比較しながら、トータルコストの縮減、平準化が図れる手法を選択していくことにならうかと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） わかりました。この長寿命化も、当然のことながら大きな課題であるかと思えますので、しっかりとこの計画の中に取り入れていただきたいと考えております。

続いて、既に購入する方針が示されております国有地等の問題でありますけれども、現状のインフラ整備とあわせて既に持っている土地をどう有効活用していくのかということも、当然課題になってくるかと思うんですが、まず桜が丘3丁目の国有地については、購入する方針がもう示されておりますが、どのような利用方法をこれから検討していくのか、お尋ねしたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 桜が丘3丁目の国有地につきましては、今、中間議員のほうで購入という言葉でしたが、一応市のほうは取得の希望を出しているということで、取得ということで御説明させていただきますが、取得に向けてということで検討に入っております。今現在2.2ヘクタールということで言われている土地でございますが、非常に大規模な用地でございますので、これにつきましては慎重に、いろいろな今後の今の公共施設等の総合管理計画等の中でも、いろいろと議論があるところでございまして、これにつきましては今後も庁内の検討委員会でございます市有地等利活用の検討委員会、こちらを設置してございますので、そちらで十分に検討に入って方向性を定めたいというところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 例えばどういう利活用が、検討ができるのか、また現状で、当然他の公共施設との配置の関係もありますけれども、考え方について再度伺いたいと思えます。

○副市長（小島昇公君） 担当部長からお答えをさせていただいておりますが、この件につきましては、市有地等利活用検討委員会において、今後ということでございますので、今、例えばということでお示しできる内容はございません。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 当然重要な土地であるので、取得をする意向を示してるわけですが、利用する目的が明確でなければ、これ取得しても今度、管理する負担がふえるわけですから、具体的にこれは、この桜が丘3丁目の国有地については、この公共施設等総合管理計画策定の中でも、何らかの方向や内容等が明示されていくということでもいいのか、この点について伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） これから策定いたします公共施設等総合管理計画の中では、国有地であれ都有地であれ、市有地であれ、いろいろ今これらの土地については、それぞれがいろんな意味で動き出しております、その状況の中で、この計画の中にそれぞれの用地の方向性、あるいは目的まで計画の中に反映というのは、現段階ではこれらの土地については記載は難しいというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、学校給食センターの跡地については、どのような利活用の方法が検討されているのか伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 現在、新学校給食センターのほうを桜が丘のほうで建設中ですが、平成29年4月の稼働ということで建設準備のほうに今後入る予定でございますが、それを踏まえますと現在の第一学校給食センター、第二学校給食センターが、その後は跡地になるということを、私どもは当然視野に入れてございますので、先ほどからの答弁と同じでございますが、庁内の検討委員会で十分な検討に入るというような状況でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） では、今2つ事例を挙げましたけれども、壇上でも市が所有する未利用地の利活用ということで伺っておりますが、そのほかに市が所有する未利用地というのはどういうものがあるのか、お尋ねいたします。

○企画財政部長（並木俊則君） 直近のことでの項目ですと、平成28年10月に予定してございます（仮称）総合福祉センターの開設、これに伴いますと、現在の市立のみり福祉園がそちらのほうに移行するということの事業になりますので、今私どもで直近で考えていかなきゃいけないのは、そののみり福祉園の用地かなというふうなところで現在検討に入っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そのほかにも、例えば市営住宅の用地等もあいてるところも複数出てきておりますし、また保健センターの移転用地等もあろうかと思っております。今、桜が丘3丁目、所有する国有地、また学校給食センターの跡地から、今答弁ではのみり福祉園の総合福祉センター開設後の用地等々の活用について、私はこの総合管理計画の中でも、現状市が持っている、これは施設、資産でありますから、これを後のファシリティマネジメントの話にもつながってきますけれども、やはりどう有効活用していくのか、またいわゆる将来的な投資費用のことを考えると、更新費用のことを考えると、むしろスケールダウンをしていかなきゃいけないという方向性が、今回そういう計画にならざるを得ない中で、いまだ一方で市が既に持っている未利用地をどうしていくのかということについては、やはりこの計画の中で並行して考えていく必要があるのではないかと考えておりますけれども、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 当然、総合管理計画を策定をする中では、今ある施設、インフラのことだけではなくて、当然市有地の利活用ということも関連してくるということは承知しております。ただ、計画の中で、

先ほどからも申し上げておりますように、それぞれの時期というものがございますので、どこまでそのような用地についても計画の中に記載ができるかというのは、ちょっと今の段階では具体的には申し上げられないというところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（中間建二君） それでは、午前中に引き続き再質問させていただきます。

未利用地の利活用の考え方についてお尋ねをしてるわけですが、何らかの検討をされていくということと受けとめておりますが、例えばなかなか新しい箱物を今すぐにつくるということは難しいと思うんですが、国が進める施策に合わせて東大和市議会、また東大和市でも検討課題に上がっているかと思いますが、日本版ニューボラの設置ですとか、発達障害支援センターなど、これまで議会でも、私どもも必要性を訴えてきたものもありますが、この計画を策定していく中であって、こういう当面検討課題として上がってるような施策については、反映をさせていくような考えはあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 午前中の答弁でも申し上げてございますが、現在、総合管理計画の策定をしていく上で、先ほどから数値上のことも申し上げておりますが、現在ある当市の現有の公共施設、その資産を更新する費用というのは、長い目で見た中でも大変な費用がかかるということで、先ほどから御答弁申し上げます。それを施設、インフラの施設も含めまして、現有の資産を更新する費用、大変多額な費用がかかる、これはもう推計であっても現実的なものというふうに認識をしてるところでございます。

そのような状況にありまして、今策定の準備を進めている総合管理計画にあっては、基本的には60年間のことを見ます。そういうこともありまして、その総論的なもの、目的、目標のそういうようなことが主になるのではないかなというふうに思っておりますが、先ほどから申し上げておりますように、策定の段階で用地の関係、あるいは今お話のありました新たな施策に基づきます施設が必要になる場合、そういったことも考えられますので、そういったことも視野に入れながらの総合管理計画の策定になるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この公共施設等総合管理計画ですけれども、厳しい財政状況と人口減少を見据え、公共施設等の適正管理を進めることで更新費用の抑制、また費用の平準化を図ることが目標となっております。長期的な計画とはいえ、今部長、御答弁いただきましたように、当然大変厳しい内容になることが想定をされるわけでございます。

また、一方で今まで伺ってききました未利用地の利活用については、官民連携、公民連携の手法で、民間の提案によってまちの魅力を創出していける可能性があるわけでございます。当市で掲げる日本一子育てがしやすいまちを目指していく中で、少子高齢社会にふさわしい夢や希望なども感じとれる計画というものを策定をしていきたいと思います、この新しい投資の部分ですね。というところも、できるだけこの計画の中には具体的な内容を盛り込んでいくことで、この長期的な費用の抑制と、また機能の維持、強化というようなところの部分につ

いても、市民の皆様は御理解いただけるような、そのような計画づくりを進めていくべきと考えておりますけれども、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほども少し触れさせていただきましたが、総合管理計画の中では、やはり主体となる部分というのは、現在所有している各公共施設等を、必要なものをいかに維持、保全をし、その内容によっては建て替え、あるいは大規模な修繕、また毎年行うような修繕、そういったものを考えて今後の少子高齢化に伴います人口減少等も踏まえた中での計画というふうになりますので、非常に具体的に、この施設をこう、この建物をこう、なかなか現時点で記載ができるものというのは難しい部分がございますが、今おっしゃられました、私どもは現在まち・ひと・しごとの総合戦略の中でも、「日本一子育てしやすいまちづくり」、それと市長の施策の重要政策でございますこの部分、子供たちへのいろんな施策、それに対応しまして高齢化の施策、あるいは障害者の方への施策、いろいろな施策を連携させまして、関連を持たせまして、東大和市として今後の長期にわたるビジョンを持った中で、市を新たなまちづくりも含めまして、この人口減少の中で東大和市を保持していこうと、そういうふうな考えを持っておりますので、その施策の中で必要な夢を持つ、あるいは新しいもの、そういったものを取り入れられるものは記載はしたいというふうに思いますが、現時点ではまだ具体的なものは持っておりません。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 方向性として、その厳しい内容はあって当然ですけれども、あわせてこのまちの魅力を創出をしていく、市が目指す方向性まで見据えた計画づくりを進めていただきたいと考えております。

続いて、ファシリティマネジメントの考え方についても、この計画の中で検討してまいりたいという御答弁を先ほどいただきました。現在、先進的な自治体も幾つかあるわけでありますが、当市のほうで参考にしている事例等がありましたら御答弁いただきたいと思います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ファシリティマネジメントの取り組みの参考といたしまして、多摩26市の中では武蔵野市及び三鷹市さんの事例がございます。

武蔵野市におきましては、企画財政部門との連携を図り、施設の保全整備計画を展開していくための機構改革が行われ、保全整備計画が庁内に確立し、長期修繕計画に基づき定期的に公共施設の劣化状況を点検・評価し、計画保全が実施されています。地方自治体における既存建設も、長寿命化と適切なライフサイクルマネジメントに、ファシリティマネジメントの活用をされてる事例と見ております。

また三鷹市におきましては、ファシリティマネジメントを公共施設の維持保全という技術的、財政的側面のみならず、都市の再生、イノベーションとしても捉えていらっしゃいます。組織といたしましては、都市再生推進本部という推進部門を核に、長寿命化、財政の健全化、その他の明確な目標の横断的プロジェクトを展開しています。そのほか近県の自治体の事例でございますが、千葉県流山市におきまして、ファシリティマネジメントの取り組みの一つとして、デザインビルド型の包括施設管理業務委託があります。これは各施設の施設設備ごとに単独発注しております市役所のほか、33施設の設備等の保守管理、点検、法定検査、維持管理等の業務を包括委託することにより、スケールメリットによるコストダウンを図るだけでなく、案件の規模を確保することにより、民間企業の積極的な提案余地を生み出し、プロポーザルを通じて新たな提案を受けてる点が特徴でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 担当のほうで、このファシリティマネジメントの既実践されてる自治体の例もよく

把握をいただいているというふうに理解をいたしました。このファシリティマネジメントの言葉の定義として、行政資産の最適な活用ですとか、また公共サービスの最適化、またあわせて行政コストの最小化と効果の最大化を図っていく手法とも言われておりますけれども、さまざまな成功例がもう数多く進んできております。

私ども公明党会派としても、倉敷市のファシリティマネジメントの取り組みを学ぶ機会がありましたけれども、大変に幅広い課題について、また継続して、複数年にわたって長年の取り組みの中で、また担当者の非常に熱心な情熱によって、常に改善をしていく、最適化を図っていく、このような取り組みが進められていることを学んでまいりました。

その中で、私が感じましたのは、このファシリティマネジメントで具体的に成果を上げていく、進めていくためには、まず第1に専門的な知識を持つ人材を、やはり活用していかなければいけないということ。2つ目には、職員全体の意識改革を進めていかなくてはいけない、継続した取り組みが必要になってくる。また3つ目には、全ての箱物等の管理や修繕、また活用という意味でも、さまざまな箱物の管理運営、修繕、メンテナンス等を所管部、縦割りではなくて、例えば総務部等に一元化を図ることで全体的な、このファシリティマネジメントが進んでいく、このような実例を感じたところですが、当市ではどのような、今考え方を持っているのかお尋ねしたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 現在の策定、総合的な計画も、当然のごとく委託事業者のほうにお願いする部分もありまして、やはりそれは専門的な部分というのは、どうしても市の職員だけで対応できるようなものではないところが、今回のこの計画には多々あります。現在もそうです。そういった意味で、27年度、28年度、委託事業者を決めて補える部分をしていただいているというところでございます。やはり専門的なところとなりますと、どうしても私たちの体制の中では、なかなかそれを育成をしてございませんし、そういうような体制を持っておりませんので、外部の力をそこに注入すると。それはもう今後も変わりません。でも、そういった中で、やはり今回の総合管理計画の策定の総務省の指針の中にも、いろいろな情報については全庁的に共有をし、それを総合的に、計画的に進められるような体制を整えるようにということで、そういうふうな記載も必要ですというふうに、もう指針で言われております。ということも含めまして、今後計画はつくったけど、推進というのが一番大事でございますので、その体制を可能になるような組織も含めて、検討を今これから進めるところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今少し触れていただきましたけれども、この計画ができた後の具体的な実行体制であります。やはり今御答弁いただきましたような人材の活用等も含めて、組織体制をどう整備していくのかということにもなるかと思っておりますけれども、例えば先行している流山市等の例も先ほど御答弁いただきましたが、そのような自治体では推進本部や、また経営戦略室、ファシリティマネジメント推進室などの設置によりまして、自治体経営者としての市長の指揮のもと、担当部の利害調整を行いながら、公共施設管理の最適化、またあわせて市民満足度の最適化も同時に図っていく、このような体制構築をしている自治体も見受けられますが、当市においても、このような強力な推進体制をしっかりと図っていく必要があるかと考えておりますけれども、この点についていかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほども申し上げましたが、現在それぞれの公共施設等の管理等につきましては、それぞれの所管の部署で実施をしていただいているというのが現状でございます。今回、総合的にこの公共施設等を、まず調べ上げた中で、またいろいろと各課からヒアリングをした中で、現場も見た中で感じます

ところは、やはり今後、長期にわたっていろいろと公共施設等を維持管理をしていく。このような厳しい財政状況の中、また先ほどから申し上げておりますように、少子高齢化で人口の減少がもう予測されると、こういうような状況の中で、より市民サービスの向上を図りながら、各公共施設等を維持管理していくというのは非常に難しい、困難な局面があるということを感じておりますので、先ほどのお話にございましたように、計画をつくって、次に実施の段階ですね、当然のごとく、最初のうちはなかなか整備は難しいと思いますが、徐々に体制を強化していき、計画を実行する組織、体制というものを十分検討した中でというふうに思っております。平成29年度以降になるというふうに今考えてございますが、計画策定後、すぐにその体制が少しずつとれるようにということで準備してまいります。

以上でございます。

○18番（中間建二君） では、この項目、最後、この公共施設等総合管理計画、28年度策定をしていくということで、市長としてどういう思いで臨んでいかれるのか、この点について伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） いろいろと今お話を聞かせていただいたわけですが、まずこれから60年先ということですね。10年、20年、30年、40年、50年と、それぞれの時代に社会的背景等いろいろと変化は、これからしていくんだろうというふうには思っております。そういった中で、60年先を見据えながら計画をつくるというのは、非常に職員にとりましても大変な作業かなというふうに思ってますし、またそれをきちっと定期的に見直しする、5年で軽く、10年でしっかりという、ある一定のサイクルで見直ししながら、その計画をその時代の流れの中で合ったような形で修正を、見直しをかけていくということは、これから先、長い間かけて大変な作業をしていかなければいけないのかなというふうに思います。そういった意味で、最初のたたき台となる計画ということでございます。

私自身は、今現在のこの東大和市の今の位置づけというか、それを考えると、まず経済的にも、それからあと日常的にも非常に東京都心への依存度が高いまちかなというふうに思ってますし、これから先もやはりそれほど大きく変わらないんじゃないかなというふうに思っています。まず、それが1点。

そしてもう一つは、その「人と自然が調和した生活文化都市」というこの東大和市都市像を掲げてますけども、これはやはりこれから先も、この都市像で私自身はいいんじゃないかなというふうに思っております。やはりこれからは物というよりは人とのつながり等を含めて、そういうふうなものが都市の魅力をつくっていくものではないかなというふうに思っています。

今まで計画とかいいますと、当然行政サービスを充実させて、市民福祉を向上ということはあるわけですが、そこにはどうしても行政側からというふうな観点というふうなものが多かったかなというふうに思ってますし、これからはやはり市民協働というふうな話もありますけども、やはり人と人とのつながり、そういう中から潤いは出てくるんだろうというふうに思いますし、そういうふうなものを大切にしていく必要があるかな。そして、東大和市の市民像と言うとちょっと大げさな言い方かもしれませんが、やはりそこには、東大和市はこういう人たちが大勢住んでる場所なんですよという人、市民の魅力も東大和市にとっては大切なものになるんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、いつも言ってるんですけど、ことしのお正月の年頭のインタビューでも言いましたけども、やはり中学生が、その意見発表会で言った挨拶の響きわたる中学校をつくりたいというふうなこと、これは幾つかの学校で発表されてるわけですが、私はそれに笑顔を足して、笑顔があふれ挨拶の響きわたる東大和としたいというふうなお話もさしていただいたわけですが、やはりそこに住んでいる人が魅力ということも、東

大和にとっては、これから掲げる大きな魅力の一つというふうにも考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。

そしてもう一つ、これから先ほど言った公共施設等の総合管理計画ということでございますけど、いろいろとお話をさせていただいていますけども、やはりこれからは人口が減ること、そして減るといのは、生産労働人口というか、お金を稼いでくる方々が相対的には減って、高齢者の方はそんなに多く減らないんじゃないかという流れがあるのかなというふうに私自身は捉えています。そういった意味で、日本一子育てしやすいまちというの、やはり一番活力があって、お金を稼ぐという言い方はおかしいですけども、もっと具体的に言うと納税義務者、そういう方をふやすということ、それがやはり元気であるまちということで、東大和が子育てをやっつけようというの、そこに大きな目的があるかなと。

それともう一つは、やはり子供さんがいるということで、高齢の方と子供さんが一緒にこのまちに住んで、そして先ほど言ったように笑顔と挨拶、そういうまちであることが一番大切な、必要なんだなというふうに思っています。そういった意味で、子育てと言いつつも、やはりそれだけではなく、いろんな施策を総合的に、一体的に進めていかないと、そういうまちづくりはできないだろうというふうに思っています。

今回の管理計画は、そういった意味ではハード面が中心になっているのかなというふうに思います。これから先、60年先までを見据えながらということでもありますけども、やはりその計画、これから人口が総体的に減っていく、その中で高齢の方の割合がふえていくだろうというふうなことも見据えながら、どうつくっていくかということだというふうに思います。ですから、今のままで東大和市を維持していくことは、まずは無理だということは間違いないというふうに思います。特に担税力ということで、やはり先ほど言ったように、担税力のある方が少なくなってしまうということが大きな、関係あるかなというふうに思います。それと、あとは福祉関係費が、大きくこれから伸びていくということも考えられるのかなというふうに思います。そういった意味で、施設の更新費用をどうつくっていくのかというふうなことを考えますと、やはりこの計画については今までと違った発想を大胆に変えていく必要があるかなというふうには思います。

そういった意味では、各施設を全てこのまま維持していくことは、多分無理なんだろうというふうな考え方もあっていいと。ですから、統廃合を含め、どうあるべきかというこれから先ですね、10年、20年、30年という長い期間でありますけども、統廃合等を含め、しっかりと計画をその中に、計画の中に入れていく必要あるだろうというふうに思いますし、それから用地等、これからいろんな形で必要な用地もありますし、あるいは遊休のままという可能性のある用地もあるということなんで、そういった意味では必要なものについては、売却も考える必要があるだろうというふうにも思っています。そういった意味では、統廃合、あるいは用地の有効活用の一つとしての売却ということも、考えていく必要があるだろうというふうには思っています。

そして、ファシリティマネジメントということで、そういうふうなものを考えながらということですけど、私はいろんなこと、いろんな手法があるだろうというふうには思いますけど管理計画という意味で、その一つかなというふうには思っていますけども、そのファシリティマネジメントというのは受益と負担をどうバランスをとって、どういうあり方がいいのかっていうのが、突き詰めていくとそこにあるのかなというふうには思っています。そういった意味では、負担のあり方、そして受ける利益というか、そのプラスマイナスを市民の方がどう捉えていけるかという、そのためにはしっかりとした中身、今現在、私どもが考えているのはこういうことなんです。こういうふうな不利益がある可能性はありますけども、こういうプラスになりますよとか、そういうふうなものを明確にしていくというのが、ファシリティマネジメントの一つだというふうには思っています。

す。そういった意味で、これからいろんな面で皆さん方から御意見等をいただく必要はあるだろうというふうに思いますけど、あくまでも従来と同じような延長線の計画ではつくるのは無理だろうというふうに思っていますので、大胆な発想でいきたいなというふうには思っています。

以上です。

○18番(中間建二君) 最後の部分の答弁が大事だと思いますので、大胆な発想でぜひ進めていただきたいと思えます。

続いて、地域包括ケアシステム構築の課題について移らせていただきます。

1番目の医療と介護の連携の中で、アの地域医療・介護サービス資源の把握、周知ということで伺っておりますが、御答弁では医療・介護サービスマップを作成していきたいということでございました。どのようなものを検討してるのか、また作成時期の見通し等についてお尋ねいたします。

○福祉部参事(尾崎淑人君) マップの内容でございますけれども、地域の在宅医療・介護サービスの現状が把握できるとともに、地域住民の方の医療・介護へのアクセスの向上を支援できるものといった内容を考えてございます。作成につきましては、東大和市地域包括ケア推進部会、会議の専門部会となります在宅医療・介護連携推進部会の活用もいたしまして、平成28年度を目途に作成してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) この医療・介護資源の把握という意味では、地域包括ケアシステムの構築には定期的な訪問診療ができるドクター——お医者さんが欠かせないかと思えますけども、現状ではどのような状況になっておりますでしょうか。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 医師会に確認いたしましたところ、現在市内42カ所の診療所がございますけれども、訪問診療を行っているところは5カ所というふうに伺っております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 課題の抽出と対応の協議ということで伺っておりますけれども、現在検討を進めておられます地域包括ケア推進会議では、どのようなことが課題として上がっているのか、また対応策等についてはいつごろをめどに取りまとめられる見通しなのかお尋ねいたします。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 地域包括ケア推進会議につきましては、平成28年1月に第1回目を開催したところでございます。この中には、4つの専門部会がそれぞれございますけれども、今後2025年をめどに構築していく事業包括ケアのシステムの共通認識を図ったというところでございます。具体的な課題の抽出、対応策につきましては、今後、推進会議及び部会の中で検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 取りまとめの時期というのは、見えない状況でしょうか。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 今後、繰り返しになりますけど、部会等で検討を進めながらその時期を把握していきたいというふうに考えてございます。

○18番(中間建二君) 続いて、情報提供や相談を行うための連携支援窓口の設置状況ということで伺っておりますけれども、2年前に私も公明党会派として、地域包括ケアシステムの発祥の地であります尾道市を訪問いたしました。公立みつぎ総合病院を視察いたしました。入院手術ができる総合病院というのが、尾道の地域では公立病院に限られてる中で、入院患者が退院の際に主治医とケアマネジャー、訪問看護などを行う事業所等の複数で、個別のケア会議を行って、在宅での生活を安心して送れるようなきめ細やかな対応が図られ

ておりました。当市の場合、北多摩西部医療圏だけでも、近隣市を含めて総合病院も複数あるかと思えますけれども、当市におけるこの連携支援窓口というものは、どのようなものになっていくのか、現在の検討状況等を御説明いただきたいと思えます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 当市におきましては、平成30年4月までに在宅医療・介護連携の支援窓口の設置を考えております。具体的には、在宅医療・介護連携を全般的に支援する相談窓口として、対応の際の地域の医療関係者や介護関係者の連携の調整、地域医療機関等、介護事業者の相互の紹介の支援を行うものというふうに考えてございます。詳細につきましては、連携の中心的な役割を担っていただいております市、医師会との検討を現在重ねているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そのイメージなんですけれども、この連携支援窓口、今例えば介護保険サービスについては、地域包括支援センターが一つの拠点窓口として、サービスが展開されていくわけですけれども、この医療と介護の連携といったときに、今御答弁いただきましたように医師会のかかわりが当然重要になってくるわけですが、いわゆる連携支援窓口というものが、どこにどういう形で設置をされていくのか、そのことによって市民が医療から介護、医療機関から在宅というふうに移っていく中で、どのようなかかわりや支援ができていくのか、このあたりのイメージがそろそろ固まってくるべきではないかと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今参事のほうから御答弁させていただいておりますけれども、在宅医療・介護連携の中心的な役割を担う医師会——市の医師会とは現在調整を行っているところでございます。現在、私どものほうで医師会のほうと相談してるところでは、やはり高齢者の総合的な相談窓口として、ようやく何とか定着しつつある地域包括支援センターを活用しながら、なおかつ医師会の先生方との連携が図れるような体制が行える法人というようなことで、市としては直営では非常に難しいというふうに思っておりますので、そういった形で、委託というような形で考えてるところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） じゃ、現状の介護の窓口、総合相談窓口となっております地域——東大和市でいえば高齢者ほっと支援センター等に、何らかの連携支援窓口を設置していく方向で検討していただいているということで理解をいたしました。

続いて、24時間365日サービスの提供体制ということで、この在宅での医療サービスを適正に受けていける体制ということで、夜間を含めた24時間対応が可能なサービスということになってくるかと思うんですけれども、現状でこの夜間対応型の訪問看護、また定期巡回・随時対応型訪問介護看護等が、この24時間対応ということになるかと思うんですが、現在当市で利用できる事業者の状況等はどうなっておりますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 現在、市内には夜間対応型の訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問看護の事業所はございません。したがって、近隣市にあるそれらの事業所の利用ができるように、事業所の指定をしているところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今2つとも、事業所は当市ないわけですが、今後拡充できる見込み等はどうなっているのか伺いたいと思えます。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 定期巡回・随時対応型訪問介護の事業所につきましては、平成28年度中に施設整

備をされます介護老人保健施設の中に併設をされる予定となっております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 1つ、このサービスの提供体制が拡充できる見込みが今立ったということでございますけれども、このサービス量の目標だとか、また計画等で現状の見込みというか、この1つで足りていくのか、それともさらに何らかの努力、対応が必要になってくるのか、この点についての見込みとしてはいかがでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) ただいま参事のほうから御答弁させていただきました28年度中に施設整備いたします芋窪地域に建設予定の介護老人保健施設の中に併設されるこの定期巡回・随時対応型訪問看護の定員が10名でございますので、今市といたしましては、現状の利用者と、それから計画地等も勘案いたしますと、この中で対応可能ではないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) わかりました。

続いて、市民へのこの普及啓発の取り組みということで伺っておりますけれども、普及啓発のための講演会やシンポジウム等を検討しているということでございます。市内でも医師会主催の講演会ですとか、また昨年は東大和市が主催しました元気ゆうゆうフェア等もございましたけれども、やはりこの健康に関するシンポジウムや講演会等は、本当に多くの市民が参加をされておられまして、関心が高いなということを感じております。この地域包括ケアシステムの構築についても、市民の皆様、非常に関心が高いものがあるかと思っておりますけれども、御答弁いただいた普及啓発のための講演会やシンポジウム等は、完成形になった形で報告することも当然ですけれども、検討段階の中でも中間報告等の意味合いで、市が今努力してる方向性等についても、市民の皆様にも普及啓発も行っていただきたいと考えておりますが、この講演会やシンポジウム等は、どのタイミングで行っていこうと考えているのか、伺いたいと思います。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 講演会、シンポジウムでございますけれども、市民の方が在宅医療・介護について理解をしたり、在宅でのみとりの講演会の内容については、必要なことだというふうに認識をしてございます。今後、関係機関との講演、共催等も考慮しながら内容、時期等については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○18番(中間建二君) ぜひ、積極的なお取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、介護離職者ゼロを実現するための具体的な施策として伺っておりますけれども、御答弁いただきました生活支援ショートステイ等の事業は、要介護認定を受けていなくても利用できるのかどうか、この点について確認させてください。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 生活支援ショートにつきましては、要介護認定を申請した結果、非該当となった方に、特別養護老人ホームのベッドを短期的に宿泊してもらうということでございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) そうすると、申請手続きを行っていない方、経験がない方については利用ができないということかと思っております。今度、要介護認定を受けての方が利用できる短期入所生活介護等を利用する場合は、手続にはどれぐらいの日数がかかるのかお尋ねいたします。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 一般的な手続の流れでございますけれども、サービス利用のためにケアマネジャーの方との契約、あとケアプランの作成を行いますので、そのほか施設との契約、利用予約等を行うため、数

日を要するというふうになっております。ただし、緊急を要する場合には、個別に各施設と相談を行っていたいて、定員の空きがあれば当日の利用も可能という場合もございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） どうしてもこの急な形での介護サービスを利用する場合には、さまざまな制約があるわけですが、お尋ねしております高崎市が事業化されました介護SOSサービスということについて、市のほうではどのように認識をしておりますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護者による介護の負担の軽減を図るために、在宅施設サービス等の整備の充実とともに、介護する家族等に相談支援の充実が重要であるとの認識は持っております。こういう中、平成28年度からはケアラー支援事業といたしまして、仮称の総合福祉センターにおきまして、専門職の関与によりまして、相談等を通じて介護者の孤立を防ぐ支援等も、取り組みを行うこととしております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 高崎市の介護SOSサービスということで伺っておりますけれども、いわゆる急な介護、御家族が介護されてる事例の中で、急な病気や仕事等で介護ができなくなった場合に、また御家族が遠方にいる場合に、ひとり暮らしの高齢者をどう支えていくかという中で事業化されたと伺っております。65歳以上の高齢者で、身の回りの世話や通院の同行といったサービスを1時間250円程度で見えていく、また緊急の宿泊の場合には、介護つき宿泊サービスを2,000円で提供する等々、いわゆる介護保険サービスと、また介護保険サービス外の施策にはなろうかと思っておりますけれども、このようなサービスを当市で検討していく場合には、どのような課題があるというふうに認識をしているのか、お尋ねいたします。

○福祉部長（吉沢寿子君） 高崎市のサービスにつきましては、年間の経費が4,500万円ぐらいかかるということで、そのほとんどが人件費だというように伺っております。そういった金額、多額の金額が経年的に新たにかかっていくということを想定いたしますと、当市の場合、高崎市のSOSサービスも非常に有効であるというふうには考えておりますが、財政的負担の部分を考えますと、既に既存で当市で行っておりますさまざまなサービスを、さらに少し工夫をしながら重層的に使えることが一番よいのではないかなと思っております。特に当市におきましては、民間緊急通報サービスということで、高齢者見守りぼっくすの中でそれを実施しております、対象はひとり暮らしとか高齢者のみの世帯の方、あるいは日中、夜間の独居の高齢者の方に対して、民間緊急の会社が緊急時以外でも24時間365日お電話で保健師等の専門職が健康相談や介護相談を受けられるという、そのサービスもつけてございますので、こういったサービスをぜひもっと市民の方に知っていただいて、御利用いただくような形なども、さらに進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 新たなケアラー支援にも、28年度、取り組んでいかれるということで、さまざまな事業を推進をしていただいております。一方で、いわゆるこの介護離職者ゼロを目指すための緊急的な介護事業が必要になったときに、どうしても既存のサービスでは手続に日数等がかかってしまう、必要なときに必要なサービスが受けられないということもありますので、このあたりの緊急的な対応をどう構築していくのか、このことは地域包括ケアシステムの構築にもかかわってくるかと思っておりますので、ぜひ並行して検討をしていただきたいと思っております。

最後に、空き家の空き家対策について伺いたいと思っておりますが、現状でもさまざまな取り組みを行っていただいているわけですが、先ほど壇上でも実態調査について行っていく必要があるという市長の御答

弁がありました。この法令、法律や、また指針等に基づく実態調査、空き家の実態調査について、どのタイミングで市として取り組んでいかれようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 当市では、管理不十分な空き家につきまして、現在、担当職員が現地調査を実施しまして、所有者に対しまして雑草の除去や土地・家屋の適正管理を依頼してるところでございます。平成27年度の実績といたしまして、ことしの2月末の現在でございますが、当市の空き家の件数は28件ということになってございます。このような件数でございますので、現在のところ実態調査や対策計画につきましては、策定するまでの状況ではないというふうに考えてございます。今後も引き続き適正な管理について理解を求めてまいりたいというふうに考えています。ただし、調査につきましては、空き家の発生状況等を見ながら研究したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 国の法律や指針では、空き家等の適正管理を進めていく中で、まずこの実態調査を進めることが求められているかと思えますし、国や都の交付金、補助金等の財源も確保されてるというふうに伺っておりますので、この実態調査をいち早く進めていただく体制を、ぜひ構築していただきたいと思っております。

このシルバー人材センター等の活用については、ちょっと時間が足りませんので飛ばさせていただきます、この総合的なまちづくりの観点からの空き家対策ということでございますが、防犯、今、防災安全課のほうから御答弁いただきましたけれども、この空き家の適正管理については、東大和市の計画の中でも、例えば空き家バンク等を活用した住みかえの促進なども進めていくという考え方も示されているかと思えます。その都市計画の視点からの空き家の適正管理ということは、どのように今検討がなされているのか伺いたいと思えます。

○都市計画課長（神山 尚君） 空き家の関係でございますけれど、基本的に空き家というのは個別の不動産の管理の問題であると思っておりますが、空き家が増加していくことによりまして、地域の環境の悪化やコミュニティーの低下など、それが地域の課題となり、またさらにはまちづくりの課題になるというふうに考えております。そのような観点から、都市マスタープランや住宅マスタープランに、空き家の維持管理や活用について位置づけているところでございます。

活用につきましては、大きく3パターンほど考えられると思えます。住宅の状態がよいものは住宅として再利用、それからまたは住宅と異なる用途での再利用、それと住宅の程度が悪いものにつきましては、既存住宅除却して、その跡地の活用というようなことは考えられると思えます。しかしながら、空き家の利用にはちょっといろいろと課題も多いかなというふうに思っております。所有者が施設に入居しておったり、連絡がとれなかったり、それから家財がそのままになっていたり、それから連絡がとれなくても、やはり家を貸したくないと、我が家を貸したくないとか、人に貸すとなかなか返ってこないとか、そういった問題があると思えます。いろいろな課題がございますので、引き続き調査検討が必要なんではないかというふうに思っております。

以上です。

○18番（中間建二君） 当市の住宅マスタープラン、住生活基本計画の中で、この空き家の利活用について、空き家バンク等による子育て世帯、高齢者世帯等の住みかえ支援に関する仕組みづくりを検討していくということで、明確に計画の中に位置づけられてるわけでございます。防犯上、また生活環境上の維持向上の視点とあわせて、このまちづくりの活性化という視点、まちの活性化、また市が目指す計画や施策に合わせた中で、この空き家の適正管理をぜひ継続して進めていただきたいと思っておりますし、また防災安全課と都市計画が

連携を図りながら、適正管理をぜひ進めていただきたいと考えておりますので、この点についても再度申し上げます。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（関田正民君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（関田正民君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

食えることは、命を支え、体をつくり、健康に暮らしていくために最も大切なことです。最近では、食品の偽装問題や横流しの問題、TPPや農業のあり方、食習慣、食文化の多様化など、一口に食と言っても食べ物にまつわる事柄は広範囲にわたります。その中で、どんな食べ物を選ぶか、その力をつけることは生きていく上で非常に大切であると考えます。核家族化が進み、家族と一緒に食卓を囲むという光景が危ぶまれる時代になり、食育の役割も増えています。特に学校での食育に期待する声が多く聞かれる中、当市の小中学校での取り組みについて伺います。

平成27年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（26年度分）報告書によると、健康教育の充実として児童・生徒への食に関する指導が、市内全小中学校15校で合計59回行われていますが、内訳を見ると実施しているのは2校しかありません。また、来年4月には待望の新学校給食センターが開設予定です。

そこで、まず小中学校での食育について伺います。

ア、学校での実施状況と栄養教諭の配置について。

イ、新学校給食センターができるまでと開設後と、それぞれどのような体制で取り組んでいくのか。

ウ、各小中学校が取り組む食育で、特徴的な取り組みはどのようなものか。

次に、小中学生以外での市民に向けての食育について伺います。

健康につながるような食生活を改善すれば、病気の予防に大きな効果があると期待できます。健康寿命の延伸は市民の願いであり、医療費の抑制にもつながります。他の自治体でも、食の改善で大きく平均寿命を延ばしたというところもあります。

そこで、当市での取り組みについて伺います。

ア、保健センターでの取り組みで、健康につながる食育として、特に力を入れていることはどのようなものか。

イ、市民の健康に関する意識調査結果（平成25年度）によると1日当たりの野菜の摂取量350グラム以上摂取している人の割合が20歳以上で0.9%でした。食育推進計画では、平成32年度目標が39%となっていますが、どのような方法で達成しようとしているのか。また、市内農業との連携を考えているのか伺います。

続きまして、2つ目として電力自由化と温暖化防止について伺います。

福島原発事故以降、エネルギーに対して市民の関心は大きく、4月からは一般家庭でも新電力から電気を買える電力自由化が始まります。また、昨年末のCOP21、パリ協定で温暖化ガスの削減について世界全体の目標を定めました。日本も2030年までに2013年度比26%減、2023年からは5年ごとに目標を見直すということが

決められました。当市でも、これまでPPS電力の購入や街路灯のLED化、職員による地球温暖化対策実行計画の作成など取り組みを進めています。電力やエネルギーの問題は、今や国や電力会社だけの問題ではありません。市や市民も人ごとではなく、一人一人の行動で将来にわたる温暖化を防止していかなければなりません。

そこで、伺います。

①4月から始まる電力自由化について、市の状況と契約の基準は。

②市民が電力を選択する上での情報提供やトラブルにどのように対処するか。

③CO₂削減や温暖化防止のため市が取り組む施策はどのようなものか。

④地域エネルギー、エネルギーの地産地消、御当地エネルギーについての市の考えをお伺いします。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行います。よろしくお願いいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、小中学校での食育についてであります。食育は児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食生活を身につけることができるよう取り組むことが重要であります。各小中学校では、食育の指導を担当のみならず、栄養教諭や栄養士と連携して年間を通じて行っております。新学校給食センター稼働後も、学校と栄養教諭や栄養士で連携し、食育の充実が図れるよう取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、保健センターにおける食育の取り組みについてであります。市では平成27年3月に市の食育推進計画を含めた東大和市健康増進計画を策定し、食生活の環境の改善や生涯にわたる食育を推進する方向性を明記しております。また、平成22年3月には乳幼児期から中学生期までを対象とした食育推進ガイドラインを策定し、地域と連携しました食育の推進に取り組んでおります。

次に、食育推進計画の達成に向けての取り組み及び市内の農業との連携についてであります。東大和市食育推進計画では、1日当たりの野菜の摂取量につきまして、平成32年度の目標値を国の健康日本21（第二次）の目標値である39%に合わせております。市では、各種健診や行事等を通じて食事バランスガイドを活用しました健康的な食生活に関する知識の普及や、栄養診断による個別指導を行うなど、市民の皆様に栄養、食生活に関心を持っていただけるよう努めております。市内農業との連携につきましては、市の地産地消の体験事業等において連携を図り、東大和産の野菜の利用の促進を図っております。

次に、4月から始まる電力自由化の市の状況と契約の基準についてであります。平成28年4月1日から電力の小売の全面自由化が実施されることになり、50キロワット未満の低圧の利用をしております市の施設等につきまして、小売電気事業者から電気を購入できるようになりました。市としましては、多くの小売電気事業者が登録している中で、その事業者の特徴や多様な料金メニューにおける電気料金への影響などを考慮し、事業者の選定方法、契約の基準等について検討をする必要があると考えております。

次に、電力自由化に伴う情報提供やトラブルに対する対応についてでございます。市民の皆様が電力の小売自由化に関する正確な情報を収集し、よく理解してから契約をしていただけるよう、また万一、トラブルに遭われた場合の相談窓口について、市報や市公式ホームページなどで御案内してまいります。

次に、CO₂削減や地球温暖化防止のための施策についてであります。市では市の事務事業で排出される

温室効果ガス排出量の削減に向け、東大和市第二次地球温暖化対策実行計画を策定し、取り組んでおります。また、市民や事業者の皆様へは公式ホームページや窓口でのパンフレット配布などの啓発活動を行っております。

次に、地域、地産地消、御当地エネルギーについての考え方についてであります。市内には大規模な自然エネルギーを活用しました発電施設はございません。また、当市の状況から風力や地熱を利用しましたエネルギー活用は、大変難しいと考えております。しかしながら、環境保全の上からも、地球温暖化対策の鍵を握る自然エネルギーへの転換を促進する必要があると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 小中学校での食育についてであります。平成26年度の給食センターに配置している栄養教諭や栄養士による食育指導の実施状況につきましては、授業の回数が60回ほどございました。この授業回数につきましては、例年よりも少ない回数となっております。平成26年度は栄養教諭が配置されていなかったことが、その理由でございます。平成27年度につきましては、第一学校給食センターに栄養教諭1名、栄養士1名、第二学校給食センターに栄養士2名の合計4名が配置されております。食育の指導につきましては、新学校給食センター稼働までは、引き続き現在の体制で行ってまいります。新学校給食センター稼働後は、東京都から配置される栄養教諭や栄養士は合わせて3名となることから、稼働準備期間の平成28年度中に新規のアレルギー除去食対応や食育指導の充実等を図るため、嘱託員の栄養士1名を配置する計画であります。

各小中学校における特徴的な食育の取り組みにつきましては、給食委員会による残菜調べや食材の栄養についての紹介など、事業以外の取り組みにも力を入れていることが挙げられます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時38分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 御答弁ありがとうございました。

順次、再質問させていただきます。

まず初めの食育の状況なんですけれども、御答弁の中でも約60回、平成26年度ですね、実施しているということだったと思いますけれども、登壇のときにも私のほうも申し上げましたが、そのうち実績として上げられているのは2つの小学校だけで、その小学校がそれぞれ26回、33回と回数が多いような状況で、あとは実施をしてないというふうな、非常にばらつきがあるなという印象があります。実施している学校についてはどのような内容を実施したのか、そしてそれは、その26年度は栄養教諭という方がいらっしやなかったんですが、どなたが担当したのか教えてください。

○給食課長（梶川義夫君） 26年度の食育の内容でございますが、こちら行いました2校につきましては、第二給食センターの栄養士で、学校と連携しながらティームティーチングで行っております。行いました内容といたしましては、例えば1年生に対しまして給食センターの紹介ですとか、それから3年生に対しての地場野菜の紹介などを行っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 各学校では、全校で食育の年間計画というのを作成しているようなんですが、実績がない学校については、その栄養士による事業を行わなかったということですが、そのやれなかった原因というのは何だったのか分析していますか。それから、今後どのようにしていくか伺います。

○学校教育部参事(岡田博史君) 食育に関しましては、各学校で年間計画に従って行っているところでございます。それを指導する指導者でございますけれども、基本的には担任が食育の指導を行うということが基本となっております。その中で栄養士におきましては、その担任と協力をして、ゲストティーチャーだったり、またはティームティーチングというような形で授業を行うのですけれども、各学校におきまして、今回、この実績等にゼロ回というふうになってるところにつきましては、担任が行っているというような状況です。なぜ栄養士や栄養教諭を要請しなかったかということにつきましては、さまざまな理由等はございますけれども、担任等が1時間の授業で行う食育というようなものでなく、例えば給食指導で短時間の中で行うものもあつたりとか、または各教科の中で食に関する指導ということで、関連して行うというようなことがあり、実際に要請をして授業を行うことが、栄養士、栄養教諭の状況も鑑みただ中で要請しなかったところが現状でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) それでは、27年度は栄養教諭が配置されて、4名の体制になったということですが、27年度の状況は今のところどのようになってますでしょうか。

○給食課長(梶川義夫君) 27年度の現時点での食育の実施、実績あるいは予定を含めましてですが、27年度は実施校4校です。回数につきましては84回でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) この実績というのは、栄養士さんや栄養教諭による実施ということで、4校以外でも、先ほどの御答弁ですと先生による食育はされているということだと思っておりますけれども、やはり栄養士4名では実施されてない学校も、4校ですから全部で11校は実施していないという形になるのかなというふうに思います。私は、絶対的にこのかわる栄養士さんの数が少ないのではないかなというふうに考えるのですけれども、栄養教諭の配置の基準などを教えてください。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 食育の実施回数ということで、学校の授業の中でということもありますし、今お話のあります栄養教諭なり栄養士が指導する場面ということでの少し推移についてお話もさせていただきたいんですけども、23年度、24年度、こちらは現体制と同じですので、第一センターに2名、第二センターにも2名ということで、合計4名の栄養士なり栄養教諭が配置されている状況で、条件的には変わってはおりません。24年度ですと、全15校のうち11校、中学校も実施をしたりしておりました。回数的にも年間128回ということで、4人体制で現状と変わりませんが、今の2倍程度の食育の指導も実施できておりました。あとは学校の方先ほど室長からもございましたように、食育に関する事業計画などに応じて要請がある場合とない場合もございます。25年には、アレルギーによる事故がございましたので、その再発防止に万全を期すということで、食育については学校の要請をお断りした経緯があります。それによりまして半減しています。また、やはり栄養教諭、栄養士が1つの職場に2人ということで、人事異動などで1つのセンターでは2人も初めての職場というような場面が26年度にございまして、その場合にも、やはり日々の給食の管理といいますか、業務が最優先で安全安心な給食を提供するというところに最重点をしまして、1学期は食育のほうは控えさせていただき

ました。そういうことで、やはり60件程度ということで、24年までの半減程度ということになっております。いろいろな事故の対応ですとか、人事異動、そういうことで何を最優先するかということで、食育について少し我慢をしていただいたという経緯がございます。

栄養教諭の配置につきましては、指導室長のほうからお願いいたします。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 栄養教諭の配置の基準でございますけれども、今現在、国のほうでも栄養教諭の配置をすることということが重要であるというような話が出ておりますけれども、実際の中で今1人というようなところになっております。栄養士については、ちょっと今手持ちに細かい数字がないのですが、児童・生徒の数によってその人数というものが決まっております。今給食センター、2つございますけれども、そのうちこの第一給食センターでの児童・生徒数の中で、今現在は基準で栄養士が、栄養教諭を含めて2名と、それから第二給食センターで同じく2名というような配置基準に従った配置をしておるところです。また今度、給食センターが1つになってしまった場合には、これは配置基準ということで、センター1つということの中では3人という基準がございまして、これも適正に配置をしているというようなところでございます。ちょっと詳細な数を申し上げられなくて申しわけございませんが、以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 私のほうも、その栄養士の配置というか、ちょっと見てみたところによると、やはりセンターの規模によっても、その配置の人数が違っていくということですが、例えば自校式でやった場合には550人以上で1人栄養士がつくというふうになってるんだけど、センター式だと1,000人以上のセンター式、東大和の新しい給食センターは1,000人以上になるので、そこだと3人という配置基準になるということで、この自校式に比べて、この配置の人数というのは非常に偏りがあるなというふうには感じました。そして栄養教諭に関しては、特に設置の人数の基準というのはないようなんですが、先ほど御答弁あったように栄養教諭がいることが望ましいというような形でされているようで、平成25年の調査によると、これは都のほうの配置になってくるんだと思うんですけども、全国で東京都が一番その配置の人数が少ないということで、わずか4%しか配置されていない。一番全国で多いところだと、鹿児島県は86%の割合で栄養教諭が配置されているということで、東京都自体がこの配置について非常に消極的というか、そういう印象が私の中ではあるのですが、それにしましても今度、新しい学校給食センター、東大和でつくっていくということで、そのことについてちょっとお伺いしたいんですが、先ほど御答弁の中で28年度は稼働の準備として、この栄養士が1人加配されるというようなお話だったと思うんですが、この稼働というのはいつを指しているのか教えてください。

○**給食課長（梶川義夫君）** 給食センターの稼働は、平成29年4月を指しております。その準備ということで、28年度後半に嘱託員の1名の配置を考えております。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 1名ふえるということで、新しい給食センターでのさまざまなことを、業務があると思っておりますけれども、その体制で29年度4月の稼働までの間、1年間ですけれども、やはり子供にとっては1年というのは非常に大切な1年間ですので、その間の食育の取り組みについてはどのようにされるのか教えてください。

○**給食課長（梶川義夫君）** 28年度につきましては、先ほどもありましたが、各センター2人ずつの栄養士、4人で従来どおり学校と連携しながら食育の事業を行ってまいります。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** それでは、稼働してから29年以降は、基準でいくと3名の栄養教諭と栄養士ということ

になると思いますけれども、その1人加配ということに関しては、29年度以降はどのようなお考えでいるか教えてください。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 先ほどの教育長の答弁と重なりますけれども、平成28年度の後半によいよ新給食センターの稼働に向けた準備が本格化といいますか——なっています。その中で、どうしても日常の給食管理の業務プラス新給食センターの稼働に向けた本格的な準備ということで、特に児童・生徒の生命、健康にかかわるアレルギーの対応、新規に始めること、また食育指導の推進をしていく、そういう必要性から考えますと、29年度に向けた準備プラス29年度以降も、28年度の後半に整えた体制を、具体的には嘱託員の栄養士の1名を加配した形で臨みたいと考えております。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** ぜひ、そのように進めていただきたいと思います。

以前ほかの議員の方も質問していた、この栄養士さんの問題の中で、新しい給食センター、1カ所になると、あと調理などは委託になるので、その分、時間が少し余裕ができて食育に当てる時間も割くことができるというような御答弁があったと思いますけれども、今御答弁もあったようにアレルギーの対応とか、新しいことがたくさん出てくるので、私としては本当に新しい給食センターができて、食育というところに時間が割けるのかどうかというのが、非常に感じる場所なんですけれども、例えばそれにしましても給食センターの中で、新しい給食センターでは見学ができるような設備もあるということなので、逆にいくとそちらに子供たちが出向いて行って、そこでいろんなことを学んだりすることができるのかなというふうにも思います。例えばそういったセンターへの見学とか、そういったセンターでの食育になるのか、そういった部分に関しては計画としては、その栄養士さんがそこで計画を立てて、こういうふうに来てくださいというふうに進めていくのか、それとも学校側からそういうことを企画していくのかという、中心になって考えていくのはどういった方になるのかということをお教えてください。

○**給食課長（梶川義夫君）** 新給食センターの稼働後でございます。新給食センターには、今の御質問にあったように、児童・生徒、それから保護者も御来訪いただけるような見学室、それから見学コースといったものも設けております。企画の部分でございますが、まず第1に学校様のほうからいろんな話をいただいて、その中でうちの栄養士、あるいは私のほうで入りながら内容のほうを構築して行って、よりよい試食会、あるいは施設見学会というものを実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 最初のときにちょっと確認した食育をやっていた学校が2校だけという、2校というのは第二学校給食センターに近い学校なのかなというふうに思ったんですけども、やはりその栄養士さんが近くにいるのと、そこから、センターから離れた学校とでは、栄養士さんが来てくれる距離もあるのかなというふうに私は感じているんですけども、センターでそのようにやれば、学校によるばらつきがなくなってくるのかなというふうに感じますので、そういった市全体として見れば4校やった、8校やったという成果かもしれないですけども、子供たちにとってはゼロの学校は何も栄養士さんからは教わっていないということになるので、そういったばらつきがないようにうまく進めていただきたいと思います。

それでは、もう少し先にいきまして、御答弁の中で食育のガイドラインというお話が出てきたと思います。これは健康課のほうでつくっていると思いますけれども、このガイドライン、27年度には改訂版もつくっていますけれども、学校現場での活用状況というのはどのようになっているか教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** この食育ガイドラインの中に、小中学生期ということで、その目標というんでしょうか、こういうことを目標として指導していきましようというようなことが載っております。学校におきましては、この東大和市食育ガイドラインに沿いまして、先ほどもお話がございましたけれども、各学校における食に関する全体指導計画、そして各学年の指導計画を作成いたしまして、各教科等において食に関する指導を行っているということでございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** このガイドラインを作成したのにかかわっていたのが、食育推進ネットワーク会議という会議がありまして、このガイドラインの中でも進行管理ということで、食育推進ネットワーク会議が具体的な活動を検討していくというような記載があったのですが、そういったところの方々と小中学校との連携というのは、どのようにされているのか伺います。

○**健康課長（志村明子君）** 食育ネットワーク会議についてでございます。こちらのほうは、健康課のほうが事務局となつて、東京都多摩立川保健所を中心に市内の5課から各委員さんを出して、食育の推進の情報交換等を図る会議となっております。具体的に会議の中では、各給食センターから栄養士の方が委員としてお二人、出ていただいておりますので、その方を中心に各小中学校でやっている、取り組んでいる食育の報告を受けたり、また委員の間での改善点等を図ったりというようなことを実施いたしております。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** ガイドラインを見ると、非常によい計画だなと思うのですが、やはりこういうものに沿って積極的に進めていただけたらなと思うのですが、先ほど来、お話を聞いていますと、やはりそのかかわれる人材というのが不足しているのではないかなというふうに感じるんですが、国の食育推進計画の中でも食育の推進にかかわるボランティアをふやしていくというような計画もあるようなんですが、東大和市ではその食育に関するボランティアさんというのは、どのような状況になってますでしょうか。

○**福祉部長（吉沢寿子君）** 現状では食育に関するボランティアの育成というものを、主管課のほうですてということではございません。ただ、健康のつどい等におきまして、食育というようなことで、健康のつどいの委員の中に自治会の方とかさまざまな方、入っていただいておりますので、そういった形でその方たちにお手伝いいただいたりというようなことはしていただいております。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** やはりボランティアさんなどが学校に行つて、食育の話などができるような仕組みになれば、もう少し学校の中でもこういったことが進むのではないかなというふうに思っています。今御答弁で特にそういったボランティアの育成というのはやっていないということなんですが、そういった方が学校でちょっと授業ができるぐらい、出前の授業ができるような仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。

それから、東大和市の食育の特徴的な取り組みということで質問を挙げさせていただいたんですが、この食育に関してはいろんな範囲があると思いますけれども、好き嫌いをなくして何でも食べようというようなものもあるかと思いますが、そのほかにもやはり、例えば食文化ですとか、それからきのうもほかの方の質問の中でフードロスの話がありましたけれども、そういった食料の事情ですとか、そういったもつともつと食に関することというのはいろいろなことがあると思いますけれども、東大和市として特徴的な食育というのを何か考えている、取り組んでることがあるのか伺いたいと思います。例えば、地場野菜を取り入れていくということも、食育の一つの大きなことだと思いますけれども、学校教育の中で特に特徴的に取り組んでることが

あったら教えてください。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 今お話がありました地場産のものを使うとかということについても、そうだと思うんですけども、一つの取り組みの例としまして、第八小学校のほうで、昨年度、外部人材を活用した食物に関する授業が行われました。こちらのほうにつきましては、総合的な学習の時間において、地球環境問題ということについて取り上げたときに、食料自給率だったり、またはフードマイレージのことについて学んだというような授業がございます。こちらの授業についても、1時間だけではなくて3日間ぐらい通して計画的に行ったというようなことを聞いております。このフードマイレージについても、基本的には食料品については地産地消というようなことが望ましいというような考え方に沿ったものなのかなというふうに思います。各学校、そのほかにもさまざまな委員会活動における取り組みだったりとか、そのほか授業において実験を通して食物の糖分の摂取の仕方、どうしたらいいんだろうかって考えたりとか、さまざまな取り組みがございます。方向として、東大和市はこういう特徴ですというふうには、ちょっと一言では言えないのですが、各学校で工夫をした取り組みが行われているということでございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 地域の食文化とかを給食のメニューに取り入れたりとか、あとほかの地域でも和食がユネスコの無形文化遺産ですか——に指定されて、給食には和食を出していくというような取り組みをされているところも、いろいろ見受けられると、東大和市でも何か特徴的な取り組みができれば、子供たちの食の関心というのも高まるのではないかなというふうに思います。今度、学校給食センター、新しくなるということで、そういったことも一つ視点に取り入れて考えていただきたいと思います。

ちょうど3年前ぐらいになると思いますけれども、この新学校給食センターで磁器食器を導入できないかということで、議論をさせていただいたときに、私は食育にとっても効果があるから導入してほしいと言いましたけれども、そのときに磁器食器を使うだけが食育ではないんだというようなことを言われました。では、市の考える取り組んできた食育というのを、改めて伺いたいと思います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 食育の取り組みは、先ほど来、学校でどのようなことをやってるかとか、いろいろと御説明しました。あと東大和市ということで、地域の特性を生かした食育ということになりますと、学校の周り、まだ畑、農地がございますので、給食で使用させていただく畑でとれる食物というのは、どういふものなのかということで、実際に野菜を見させていただいたり、そちらの説明を伺う、あるいは実際に畑にお邪魔して、あるいはお茶摘みを体験させていただく、そういうことで東大和市の地域特性を生かした食育ということも実践してまいりました。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 非常にこのお茶摘み体験とかお茶を入れたりとかということのも、私は非常にいい取り組みだと思います。そういうことが、東大和市ではこういうことをやってるんだというような、言えるような体系化というか、そういうふうになって取り組んでいただきたいと思います。飽食の時代と言われて食べ物があふれている環境に育つ子供にとって、やはり食べ物に関心を持たせるというのは割と難しいというか、食料が不足するときには非常に食べ物に関する欲というのがあったと思いますけれども、今の子供たちは嫌いだから残してしまえとか、そういうようなところもあるかと思います。ぜひ、給食センター建て替えという非常に大きなチャンスですので、それを捉えて進めていただきたいと思います。

では、次に市民への食育についてということで移りたいと思います。

市民の方に対しても食育推進計画、健康増進計画の中の食育推進計画ということで、施策を上げていると思いますけれども、まずその計画の5つの施策の目標というのがあると思いますので、それを教えてください。

○健康課長（志村明子君） 市の計画における食育推進の目標ですけれども、健康増進計画の中におきまして、食に関する適切な判断力を養い、また食に関する感謝の念と理解を深め、生涯にわたって健全な食生活を実現することができるようにということを基本的な理念として、計画として定めているものでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） その中で、施策というか、5つ挙げられてると思いますけれども、それについて教えてください。

○健康課長（志村明子君） 施策の目標としまして、5点あります。まず1つ目は、1日当たりの野菜の摂取量を350グラム以上の人の割合をふやす。2点目としまして、朝食を欠食する人の割合を減らす。3点目といたしまして、適正体重を維持できるようにする。4点目といたしまして、食育に関心を持っている市民の割合をふやす。5点目としまして、家族と一緒に食べる回数の割合をふやすという5点でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そのような目標を持って計画をつくられてきたと思いますけれども、その中で健康につながるような特徴的な取り組み、市で特に力を入れていこうというような取り組みはどのようなものがあるか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 市では食育推進事業の実施要領を定めて、毎回テーマを決めて講話と調理実習からなる事業を年4回実施しております。テーマにつきましては、食育の中心となります健全な食生活の実践のための知識の普及、地域の食文化の継承、地元生産者との交流、食の安全という4分野の中から選定し、実施しております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） いろいろこうテーマを決めてやられていると思いますけれども、先ほど挙げていただいた5つの目標の中で数値がこう上げられているんですが、食育に関心を持つ人の割合というのを、この計画をつくった時点では67.4%、食育に関心を持つ人を5年間で90%にするという目標が掲げられているんですが、90%ということはもうほとんどの人ということだと思いますけれども、そういった数値にするために関心を持つ人をふやすという工夫としては、どのようなことを考えているのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 健康課におきましては、さまざまな機会を捉え、食に関心を持っていただくための情報提供や、また体験型のイベントを実施しております。例えば健康のつどい等のイベントにおきましては、みそ汁の適度な塩分を含んだものの飲み比べを行っていただいたり、350グラムの野菜の生の状態と実際調理した状態を比べていただいたり、そういった人が多く集う場所におきまして、機会を捉えて行ってるところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 通告の中では、健康につながるようなものというふうに記載したんですけども、趣旨としては、やはり食べるものによって、食べ方によってというか、健康で医者にかかる医療費も削減できるんじゃないかということで、他市の例なんですけれども、例えばおみそ汁の塩分濃度をきっちりはかって、それで塩分を控える食事を進めることで高血圧とか心疾患とか、そういった病気を減らしてきたというような、その取り組みによって効果がこうだったというような分析をしてるような地域があるんですけども、そういった例

えばこのような食育の取り組みをしたことによって、医療費が削減できるような、健康につながるような効果が図れるというような取り組みというのは考えられないでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 食塩の摂取量に関しての取り組み及び期待される成果でございますけども、食塩のとり過ぎはさまざまな生活習慣病のリスクを上昇させるため、適切な量を摂取することが望ましいということになっております。しかしながら、そういった生活習慣病そのものは、食塩も含め全体的な食事のバランスをもとに、望ましい食生活を実践することによってなされることであるというふうな認識のもとに、健康課といたしましては、食事の栄養バランスを含めた全体的な食生活の健康的な実践ということに重点を置きまして、食育に向けての事業を行っているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） これをやったからすぐにという結果が出てくるようなものではないというのはわかっているんですが、やった効果が見えるような取り組みというのが何かできたらなというふうに思います。

ちょっと先にいきまして、食育推進計画の中で野菜の摂取量のことについて取り上げられています。1日の野菜の摂取量を350グラム以上とる人の割合、今というか、この調査をしたときには二十以上の人で0.9%しか市民の方ではいなかったということも衝撃なんですけれども、それを5年間で39%にするということは、非常に大きな働きかけをしないとできないのではないかなと思うのですけれども、そのことについてどのようにしていこうとしているのかお伺いしたいんですが、まずそもそもなぜこの350グラム以上というようなことなのか、それを摂取することで健康上どのような効果があるのかということをお伺いしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） この1日に摂取するのが望ましい野菜の量、350グラムについてでございますけども、これは国が行う国民健康栄養調査をもとに、厚生労働省が日本人の食事摂取基準というものを定めまして、その中で350グラムという設定をしております。野菜の中には、いろいろと血管をきれいにしたり、また血管を丈夫にしたり、塩分の排せつを促したりというような、健康に非常に効果的な作用があることがわかったということも含め、いろいろなデータをもとに350グラムという量が基準として設定されたものでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それでは、何を食べるかというのは非常に個人的なことだとは思いますが、この摂取量のことについてを推進計画の市の計画として盛り込んで、施策として進める意義というのはどういうところにあるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま健康課長のほうから御説明させていただきましたが、市の健康増進計画、食育推進計画の中では、詳細に図を示させていただきまして、1日350グラムをとるにはどれぐらいが必要かというようなことで例示をさせていただいております。具体的には、例えば申し上げますと、キュウリ、中ぐらのキュウリが1本で70グラムになりますので、350グラムとるとなると5本食べる。例えばミニトマトだったら7個が70グラムなので35個食べる。そんなような感じで、具体的にイメージしていただくような感じになるかと思います。そういったことは、でも具体的にやはり市民の方にもっと知っていただかなければいけないので、私どもといたしましては、やはり健康教室を初め健康のつどいなどさまざまなイベントや教室等を通じて、具体的にこういう形であれば1日350グラムとれますよというふうな形で、もっともっと周知をしていく必要はあるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 本当にこれをとるのは結構大変なのかなと思いますけど、それを市が進めるということ

は、市民の方にもっと知ってもらおうということなのだという御答弁だったと思いますけれども、しかしながら今現状では1%ぐらいの人しかとれてないということなんです、その摂取が少ないという原因をどのように分析してますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 平成25年度に行いました東大和市市民の健康に関する意識調査の結果においては0.9%ということになっておりますけれども、その前の平成22年に国が行った国民健康栄養調査によりますと、東京都の平均は300グラムを超えていたというようなデータもございます。そういったことから、今後いろいろな施策を進める中で、この野菜をとってる人の割合の比率について、経過を見ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 割合ではなく、どうしてそれ摂取しないのかと、食べてないのかという理由ですね。それを理由があれば、それを改善すればとれるようになるというふうに、その後が出てくるとは思いますけれども、摂取しない理由というのは、どのようにお考えになってますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） この健康増進計画をつくる際に、市のほうでアンケート調査した際には、そこまでアンケートはとっていない状況でございます。ただ、国のほうで現在、第3次食育推進基本計画を策定してる準備をしております、その中の国のほうの委員会による評価によりますと、若い世代がほかの世代に比べて、特に朝御飯を食べていないとか、そんなことで栄養バランスに配慮した食生活を送っていない、それから20代、30代を中心とした方々の食生活のバランスが非常に崩れている、そんなような評価を国はしているということでございますので、当市におきましても同様の傾向があるかというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今のお話だと、若い世代ということなので、もしこの数値を上げるとしたら、そういう方たちをターゲットに摂取が進むように進めていかなければならないのではないかなというふうに考えます。

対策として、じゃどのようにして39%まで5年間でふやしていくのか、今考えられている対策を教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 繰り返しになってしまいますけれども、やはり周知が一番大事なかなというふうには思っております。また、今回、議員の皆様にも御案内をさせていただきましたが、イトーヨーカドーとかセブンイレブン等との協定等も結ばさせていただいた中に、そういった健康のほうの部分の取り組みということで、そういう形でもお願いをさせていただいておりますので、若い方々を中心に、利用の多いコンビニエンスストアとかなどの何かそういった周知とか、そういったものができるかどうかということも、今後いろいろ協議をさせていただいたりして、工夫をしていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 地域活性化包括連携協定というのを2月12日に結ばれたということで、その連携事項の中にも、食育及び健康づくりの推進に関することという項目が入っていましたので、ぜひそういった民間の方の力もかりて、目標が達成できるように進めていただけたらと思います。

それから、これは野菜の摂取ということなので、東大和市市内の地場野菜を特産としているというふうなことだと思います。直売所マップも新しくなるということなので、そういった地場野菜との連携、例えば野菜をとるキャンペーンとか、私だとしたら例えばいろんな野菜がカットされて、一袋で350グラムのパックとかが入っていると、ああこれ1つ、1人1日分だなとか、手軽に使えるようなものとか、あとはやはり調理方法がわか

らないとか、野菜がこう、大根1本あっても、これどうやって食べようというときに、何か横に調理されてるものがあつたりすると、ああこれつくればいいなとか、何かそういういろいろな工夫ができると思うのですが、市内の地場野菜の市内農業との連携というのは何か考えられないでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） なかなか直売所に、すぐに食べられるような形で何かものを置くというのは、保健所との調整の関係で、食中毒のやはり防止とか食品の安全性ということで、非常に厳しいというようなことで、私ども保健所のほうから御説明いただいているところでございます。そういった中で、何か食育という観点から、そういった地域の農業の生産者の方々と、何らかのそういった形で連携等を図れるかどうかというのは、担当の部署等、さまざま市内でもかかわっているとところがございますので、連携を図ってそういったことができるかどうかということは、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 調理してあるものじゃなくても、例えば調理方法のレシピとか、いろいろ考えられると思いますので、ぜひ市内の野菜をもっと食べようというようなキャンペーンを使って、この39%、目標を、計画でただ上げたという目標ではなくて、それにこう必ず達成するというような意気込みを持って、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。食べるということは、本当に個人の問題だと思いますけれども、でも安全安心な食を届けて健康を保つということは、生きていく上で非常に大切なことで、また健康寿命の延伸というのは個人にとってもですけれども、社会にとっても有益なことでするので、この食育推進計画を市が作成して、市が事業として取り組むということで進めていますので、ぜひそちらのほう目標を達成できるように、さまざま工夫をしていただきたいと思います。

それでは、食育については終わりにしたいと思います。

次に、電力の自由化と温暖化防止についてに移りたいと思います。

電力の自由化については、先日、中野議員のほうでも市庁舎の電力の状況などを質問されましたので、それも考慮して再質問させていただきたいと思います。

これまで市のほうは、市庁舎とか公共施設、27施設のほうで新電力から電力を購入してきたと思います。それを切りかえたのが平成24年の4月からということなんですが、先日の御答弁の中では市庁舎の分の費用などの効果について御答弁されましたけれども、市全体の公共施設全体でのPPSに切りかえたときの費用の効果と、それからCO₂の削減量などについても、わかりましたら教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 24年にPPSに切りかえたことによる電力の電力料金の差ですけども、これ電気というのは、電力消費というのは、その年によって大分、天候ですとかでいろいろ変わったりしますので、一概にちょっと出せないんですね。ですので、削減効果がどれくらいあったというのは、今のところデータとしては出ておりません。市庁舎の場合、この間、御質問で出しましたが、これは契約しているPPS業者が、東京電力の単価でやるとこのぐらいになりますと、でもうちはこのぐらいの金額ですというデータを出したので、差額が出てくるということですけども、ほかのPPS業者はそういったものを出しておりませんので、差額は今のところデータとしては持ち合わせておりません。

CO₂の削減についてですが、これも換算は、データとしては私どものほうでは持ち合わせておりませんが、公共施設に限ったデータはちょっと持ち合わせてないんですけども、市全体については環境部のほうでデータがあるようですので、そちらで御説明いたします。

○環境部長（田口茂夫君） 市の全体のということになりますと、今現在、第二次地球温暖化対策実行計画とい

うものを市としては作成し、取り組んでいるところでございます。22年度比ということで、現在、取り組んでございまして、今わかっている平成26年度の状況としましては、22年度比としてマイナスの5.3%ほどCO₂の削減がされているという状況でございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今の御答弁は、市全体とおっしゃったのは、公共施設の全体のということでよろしいでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 先ほど申しあげました地球温暖化対策実行計画につきましては、公共施設、また車両ですとか、そういったものを包括した内容ということでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) わかりました。

PPSについてのそれというのは、なかなか算定するのは難しいということで、市全体のことについてはちょっと後ほど伺いたいと思います。

それでは、この電力の自由化ということで、これからは50キロワット以下のものも、東京電力以外からも購入ができるようになるということで、そのあたりについても基準を検討していく必要があるというふうにお考えになつてるといふふうに御答弁があったと思います。この契約については、基準、これからということなんですが、単にやはり価格の競争だけではなくて、そのCO₂の排出量にも考慮して、ぜひ考えていただきたいと思います。特に事故が起これば大きな環境汚染となり、維持していくことも、また40年で廃炉していくということまで含めると、やはり費用的にも決して安くはない原発の電力は、なるべく使わないでいただきたいと思いますが、その契約の基準について、これからということなんですが、市の認識について伺いたいと思います。

○企画財政部参事(田代雄己君) 小売電力の自由化に伴いまして、その契約の基準ですけれども、過日も今検討中というか、情報収集してる途中ということで御説明をさせていただきました。この間も、過日の御説明にもありますように、CO₂排出量につきましては、今のPPS事業者につきましても考慮した形になっております。小売電力のほうも、そういうところは配慮する必要があるかなと思ってるところです。また、今原発のお話もありましたけれども、電源構成の関係がまだ明確になってないということもございまして、その辺の判断も今の段階ではできにくい状況になっておりますので、引き続き情報収集に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 新規の参入も非常にふえている中で、じゃ再生可能エネルギーで電気を選べるかということ、今の現状ではなかなか量も足りてないということで難しいというようなことも聞いてます。電源構成ということで、なかなか調べるのも大変だと思いますけれども、引き続き研究をしていただきたいと思います。ぜひ、検討していただきたいと思います。

それで、このPPSの24年から切りかえているということなんですが、これ市民の方は余り知られていませんで、市役所、公共施設、そういうのをやったらということ、私はよくいろいろな方に聞かれるんですけども、いやもうやってますよという説明をしているんですが、どういうところの電気を使ってるかということ、やはり市のほうはしっかりと公表するというか、広報するべきであると思っておりますけれども、契約先ですとか、どういった施設でどこの電気を使ってるかということ、市報やホームページなどに広報することはできないでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） ちょっと資料ないんで、はっきりしたのを申し上げられないんですが、24年度に切りかえたときには、そういった広報をした記憶がございます。これ毎年、契約をしております。PPS業者のやつは1年契約ですのね。だから、その都度、毎年、業者は変わりますので、PPSをやってるということは過去にも周知をしておりますので、それで周知のほうは十分かなというふうには思ってます。

以上です。

○4番（実川圭子君） たしか契約という形で、私も見たと思いますけれども、そのエネルギーをどう使ってるかという視点でも、公表というか、ホームページなどに載せていただきたいと思いますが、例えば武蔵野市さんでエネルギーの使用量の見える化ということをやったことを出してるんですね。公共施設のエネルギーの使用量を、ホームページで毎月グラフにして出してるんです。そういうふうに見える化することで、省エネ行動の効果も明確になって、より効率的に使われていくということが期待されますけれども、そういったエネルギーの見える化というのを、当市でも進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 公共施設の電力等に見える化ということでございます。市といたしましても、先ほどお話をさせていただきましたとおり、地球温暖化対策の実行計画等を定めておまして、毎年の状況等も、四半期ごとも含めましてまとめているところでございます。これは庁内に向けての実行計画でございますので、職員に向けてはそういったものの内容は周知徹底に努めているところでございます。そういったことから市民の皆様にとりまして、今できていないところでございますので、そういったところが必要があるかどうかも含めまして、検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時48分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 先ほどホームページで電気の使用量の見える化のようなお話をしたんですが、PPSもそうなんですけれども、先行している電力を、新電力を買っているということで、市民の方から先行している市の行動というか、どんなふうをやってるかということは市民の方も非常に興味を持っていますので、市がやることだからということではなくて、ぜひホームページなどでどのようにやってるかということをやりたいと思います。

次に、市民が電力を選択する上でということに移りたいと思いますが、4月からは市民の方も小売で電力を自由に買えるということで、コマーシャルなんか非常に進んでやっているところなんですけれども、どこを選べばいいのかというのが非常に市民の方も迷っているところだと思います。市として、どこを選んだほうがいいのかと言えないとは思いますが、どういうところを基準で選べばいいのか、ポイントなどを情報提供してはどうかというふうに思います。価格ということが大きなところだと思いますけれども、それだけではなくて、やはりCO₂の削減のこととか、電力の構成のこととか、そういったことなどを情報提供していただきたいと思いますが、市としてどんなことができるのかお伺いします。

○市民生活課長（田村美砂君） 市としてこういった形で情報提供できるかということですが、先ほど議員のほうからもありましたけれども、4月の電力小売自由化を目前にしまして、今現在、テレビ、ラジオ、新

聞などさまざまな報道で情報が流れているところでございます。市民の方にそれらの情報を、そういった報道から入手していただくということも一つの方法かと思えますけれども、市として情報提供という形は、現在は市報で相談窓口の電話番号などを掲載しております。紙面の都合もありますので、詳細な制度の内容などはなかなか掲載することは難しいので、各ホームページなどを見ていただくような形になりますけれども、制度の疑問点ですとか、そういったことも市の消費生活相談などでも受けて、消費生活相談員のほうでアドバイスなどできるような体制は整えておりますので、そういった形で市のほうにも気軽に御相談いただけるようなことを、繰り返しお伝えしていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 制度についての疑問などにも答えていただけるということで、ぜひそういったことを周知していただきたいと思えます。

特に契約ということなので、トラブルなどが発生する可能性もあります。もう既にいるんなどころでも、詐欺まがいというか、便乗商法というんですか、電力の購入先を変えるというような話をしながら、実は全然別なものを購入させたりとか、リフォームの話に持ち込んでいったりとかという便乗商法とか、あとは個人情報聞き出していったり、世帯構成とか収入などを聞き出していったり振り込め詐欺被害へとつながるようなことにもなりかねないということで、トラブルに巻き込まれた場合には、そういったことに対して市のほうはどのように対処していくのか教えてください。

○市民生活課長(田村美砂君) トラブルに遭われた市民の方に、どう対処するのかということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、市の消費生活相談に御相談いただくことももちろんなんですけれども、昨年の7月からですかね、消費者のホットラインということで「188」という三桁の番号が、制度ができて、そちらにかけていただきますと、お近くの相談窓口につながるような形になっております。東大和市のお住まいの郵便番号も入れていただければ市につながるんですけれども、そのほかに国ですとか都のほうでも相談のほうを受けております。あと経済産業省の中に専用のナビダイヤル、それから電力取引監視等委員会でも、相談窓口といった形で、この電力小売自由化に対する相談窓口はさまざま設けられているところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 市としては、もしそういった場合には、こういう場所があるんだよということを、きちんと伝えていただけたらと思えます。

それでは、次のCO₂の削減についてに移りたいと思えます。

温暖化防止ということで、先ほどもお話に出ましたけれども、市の職員による率先行動計画ですか、地球温暖化防止の実行計画などは、非常に熱心に取り組んでいただいているなということは、私も見させていただいております。今環境基本計画のほうも改定中なんですけど、この低炭素社会の実現というのは非常に大きなテーマでして、市の公共施設、市の職員だけが一生懸命やるだけではなくて、やはり市全体にそういった取り組みを広げていくということが、これから必要になると思えます。そういったところで、現状で市のほうでのCO₂削減についての御認識をお伺いします。

○環境部長(田口茂夫君) さっき議員のほうからもお話がありましたように、地球温暖化対策実行計画、これは市の職員によるエコアクションという形で実施をしております。こちらについては、28年度、現在、第二次ということで、28年度までということでございますので、28年度におきましては次の第三次の実行計画の策定

の準備に入っていくということで、現在準備を進めているところでございます。また市民の皆様におかれましても、さまざまな情報を国ですとか東京都も発出しておりますけれども、市におきましても環境市民の集いを中心にホームページ等でも情報提供には努めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) それでは、先ほどCO₂の排出量ということで、市の公共施設の全体としてということでお伺いしたんですけれども、東大和市全体としての排出量というのを把握していたら教えてください。

○環境課長(関田孝志君) 当市における排出量ということで、これはクール・ネットのほうですかね、出るので、最新ですと2012年度版ということで、32万4,000トンということですかね、東大和における温暖効果ガス排出量の数値でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) それでは、市の先ほどの構造計画の中で挙げられている削減目標というのですか、CO₂の削減目標というのが、28年度までにとというのがあったと思いますけれども、それについて教えてください。

○環境課長(関田孝志君) 市の目標としましては、22年度が基準年度になっております。それが28年度までに6%以上という目標を立ててございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 市のほうの目標は6%削減ということで、先ほどの御答弁ですと22年度比で26年度はマイナス5.3%ということで、目標に近づいて頑張ってやっというらっしゃるなと思いますけれども、市全体の先ほどの32万4,000トンというのが、その22年度比でいくとどんなような状況なのか、わかりましたら教えてください。

○環境部長(田口茂夫君) 先ほど環境課長のほうから御答弁さしていただきました。こちらの資料につきましては、オール東京62市区町村共同事業ということで、みどり東京・温暖化防止プロジェクト、こちらのほうが発出している資料でございます。平成22年度の状況でございますが、30万4,000トンということでございますので、平成24年度につきましては32万4,000トンでございますので、若干ふえてるという状況でございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 職員の方は、努力して削減していっていますけれども、市全体としてはやはりふえてきているというのが推計されるなということがわかります。今おっしゃっていただいた市区町村共同事業の資料で、もう一つ、私もそのホームページを見たんですが、もう一つ、吸収量というのがグラフ化されています。東大和市は、このCO₂の吸収量というのが少し特徴的だと思いますけれども、市ではどのように分析しているか教えてください。

○環境部長(田口茂夫君) 先ほどの資料によりますと、2012年はゼロになってしまっているんですが、2011年に1,000トンというふうな記載がございます。こちらにつきましては、当市におきましては狭山緑地など大変多くの緑がありますので、そういったことからこういったものが生じてきているのかなというふうには考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 市部でも青梅とか八王子とかあきる野とか、森がたくさんあるところは、その吸収量が多いんですけども、そのほかに町田と町村部を残して市部では、東大和ぐらいしかその数値が出てないんですが、東大和、そこ1,000トンの吸収量があったりなかったりということで、少し減ってたりしてるという部

分もあるかと思いますが、これは私は非常にすばらしい数字だなというふうに思ってます。やはり木をふやして吸収量をふやすということは、とても大いに意義があることだと思います。ですので、そのことについてCO₂の削減とあわせて、東大和市としては樹木をふやして、その吸収量をせめて1,000トンを維持するということをやってほしいと思いますけれども、そのことについての認識をお伺いします。

○環境部長（田口茂夫君） 狭山緑地につきましては、当市におきまして保存という形で公有地化も進めてきております。また、東京都におきましても、さまざまな対応をしてきていただいております。多くは水道局用地ということもございますけれども、市といたしましても引き続き、この狭山緑地を後世に残していきたいというふうには考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 非常に大きなPRになるとと思いますので、ぜひ進めていていただきたいと思います。

この1,000トンというのが、どんな数字かといいますと、先ほど市の地球温暖化の対策の防止の実行計画の中に出てる22年度比で、28年度までに6%以上削減するという、その6%削減した量というのが、全体で5年間で1,080トンというふうを書いてあったんですけども、それに匹敵する年間の吸収量になりますので、こういったことはどんどん進むようにしていただきたいと思います。

それから、今話に出ているオール東京62市区町村共同事業温暖化防止プロジェクトというところから、市のほうも参加団体になっていて、助成金などもいただいているところだと思います。やはり市だけではやっていけないような事業なども、一緒に共同して、あるいは利用してといいますか、そのプロジェクトを利用して、さまざま取り組んでいていただきたいと思いますが、昨年の12月に東京ビッグサイトで行われましたエコプロダクツという環境の大きなイベントがありまして、そこにこのオール東京62市区町村事業として参加をいろんな自治体がしていたんですけども、私も楽しみにして行ったら非常に残念なことに、東大和市は参加をしていなかったんですね。こういう機会をぜひ利用していただきたいんですけども、参加できなかった理由を教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 今回、エコプロダクツのほうには参加できていないということです。62の区市町村のうち、おむね半分ぐらいが今回、出たのかなと思われま。当市におきましては、環境市民の集いの30周年ですとか、環境基本計画の策定ということで、職員のほうがそちらに時間をとられていて、今回その準備が間に合っていなかったという状況でございます。来年度以降に向けては、できる限り参加できる方向で準備を進めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 訪れる人数も非常に多い、PRの機会でもあったので、ぜひこういうところは機会を逃さないようにしていただきたいと思います。このプロジェクトには、本年度までの3年間で再生可能エネルギーとスマートコミュニティ導入促進事業というようなことも行われていたようです。先ほども言いましたけれども、市単独でなかなか取り組むのが難しいところですけども、こういった事業と一緒に進めていただけたらと思います。

それから温暖化防止に関しては、省エネの取り組みというのも大きな役割を果たすと思いますけれども、公共施設だけではなく、市全体としての省エネの取り組みというのはどのように進めてきたでしょうか。そして、その効果はどのようになってるでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 市としての省エネの推進について、どのようなことをしてきたかということでござ

いますが、市といたしましても、市民の皆様に対しましては、環境市民の集いなどを活用し、周知に努めてきたというところでございます。また市におきましては、さまざまな事業を活用いたしまして、新給食センターにおきましては太陽光発電のパネルを設置をするですとか、そういったところを、また市内の街路灯におきましてはLED化を進めてきているというふうなところで、省エネにつきましても進めてきているという状況でございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) LED化については、非常に大きな削減効果があるというふうに思います。これについては評価させていただきます。

それから、グリーンカーテンといいますか、市のほうで、また先ほどの温暖化防止プロジェクトに戻りますけれども、そちらのほうに市のほうでどんな取り組みをしてるかという登録の中に、グリーンカーテンというのがたしかあったと思いますけれども、そのグリーンカーテン、ゴーヤの苗を環境市民の集いなどで配っていただいたりしているかと思っておりますけれども、これなどについても先ほどのプロジェクトの中では、グリーンカーテンのコンテストを応援する事業ですとかなどもあるようです。ほかの自治体では、グリーンカーテン、苗を配るということだけではなくて、それがどんなふうにも育っているのかというコンテストをしたりとか、市内のグリーンカーテンめぐりというか、そういうのを見て回ったりとか、そこでとれたゴーヤの料理教室とかをやっていたりという、いろんな取り組みをしているところもあります。市のほうでも、もう少し一歩進んだ取り組みなどができないか、お伺いします。

○環境部長(田口茂夫君) 市といたしましては、今お話がございましたゴーヤの関係でございますけれども、当初、市としましては種を配布させていただいておりました。ただ、なかなか種から苗をつくってというところまで、市民の方々がなかなか結びついていないというところから、市の職員がこの種を活用いたしまして、苗をつくって、それを近年は配布をさせていただく努力をさせていただいております。また市の庁舎の中庭におきましても、このゴーヤの種を活用いたしまして、先ほどお話がございました緑のカーテン、こちらを食堂の前等にも設置をし、実施とともに市民の皆様にもごらんをいただいているということの活動をさせていただいております。今お話のございました市民の皆様状況を、またPRするというのも一つの手法かと思っております。それが実際にどのような形になってるかということも、今後の課題とは思っておりますので、引き続きそういったところを研究をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 本当に庁舎の周りも緑のカーテン、ふえてきたなというのは見てもわかります。それを市内にもう一歩広めるような取り組みをしていただきたいと思います。

それでは、最後に地域エネルギー、エネルギーの地産地消などについてお伺いしたいと思います。

これまで市のほうは、太陽光発電の設置に関して、補助金などは出さないということでやってこられてると思っておりますけれども、この地域のエネルギーというのは、全国的に関心の高いところでして、今、今年度稼働している市民電力というのがあるんですが、地域で太陽光発電ですとか小水力とか、そういうのを使って地域でエネルギーをつくっていかうという活動なんですけれども、それがこの前、集計を見させていただいたら、全国で820カ所、合わせると80から100メガぐらいになるというような推計を出されているのを私は見たんですけれども、広い土地でメガソーラーなどをやるという方法もあるかと思っておりますけれども、都内、東大和みたいなどころでは、そんな大きな電力をつくれな思いますが、小さな発電設備をあわせていけば、大きな発電所に

も匹敵するというような考え方で、この市民電力というのは地道に広がっていったところがあります。市では、直接補助金を出さないと言っていましたけれども、そういった活動があるというようなことを広めたりとか、何か音頭を取ってふやしていくという、先頭に立つことはできると思いますけれども、そういった地域でエネルギーをつくるということについて、市が考えているようなことを教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 各所でそのような活動が行われているというのは、承知しているところでございます。当市におきましては、個々の住宅における補助金制度等は創設してございません。その地域でのエネルギーというところも、今後、出てくるような話があれば、相談には乗っていききたいなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 市が公共施設に、この太陽光パネルなどを載せるということに関しては、これも以前いろいろところで質問があった中では、現在の公共施設は年数もたっているもので、新しい施設にはつくっていききたいということで、先ほど御答弁の中にもありました給食センターには、新しい給食センターには太陽光発電の設備を載せるということだったと思いますけれども、それにしても私も全員協議会の場などでも発言させていただきましてけれども、屋根が広いのに載せる容量は本当にわずか10キロワットということで、広い屋根のほうにも載せないのかということを考えるのですけれども、それについてはお考えはいかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 新学校給食センターの設計の段階で、さまざまな省エネですとか、エネルギーの創設ということで、その中の一つとして太陽光発電を載せることになりました。より効果的な発電ができる条件といいますか、日がよく当たるとか、そういうことですとか、あるいはこの建設地の設置の環境条件といいますか、条件ですね、設置できる条件の中で、本来の設備などを置くスペースをとり、その中で発電効果も高く得られるというようなものを総合しますと、現在進めている設計に基づいた設備ということに至ったものでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それでは、市役所なんですけれども、今耐震の工事を行っていますけれども、耐震工事が済んだら市役所の上にはパネルを載せることはできるでしょうか、お伺いします。

○総務部長（北田和雄君） 前に一度試算をしたことありますけれども、かなり経費かかるということと、その電力の発電量が少ないということもあって、特に検討はしておりません。

以上です。

○4番（実川圭子君） 費用がかかるということだと思いますけれども、例えば青梅市さんなんかでは、公募で事業者を募集して屋根の上に載せたということがあります。市がやらなくても、民間が載せるということは可能でしょうか。

○総務部長（北田和雄君） そういったお話も過去にあった記憶がございます。ただ、それだけのスペースがあるのかどうかとか、その辺をもう少し詰めなければ可能かどうかの判断はできないというふうに思っています。

以上です。

○4番（実川圭子君） ちょっともう時間もなくなってきましたので、電力に関しては国や電力会社に任せるだけではなくても、地域で小さいなら小さいなりにも効果があるものやっつけていけると思いますので、今後ともぜひ関心を持って情報を集めて進めていっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（関田正民君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず大項目の1ですが、下水道料金の値上げについてです。

下水道料金平均30%の値上げが提案をされています。25年度の国保税値上げ2億5,000万円、26年度の家庭ごみの有料化1億8,000万円を超える2億7,000万円超の大型の市民負担増となり、このままでは市民生活に多大な影響を及ぼすことは明らかです。値上げは中止すべきと考えますが、いかがですか。

続いて、大項目の2です。子どもの貧困実態調査についてです。

子どもの貧困対策の一環として足立区が28年度にひとり親家庭の実態調査を実施し、効果的な支援策を探ると発表しました。

①として、足立区の25年度の1世帯当たりの市民税課税対象所得は330万円で、東大和市のそれは26市中19位の342万円となっています。当市でも足立区に近い実態があるのではないかと考えます。市の認識を伺います。

②として、当市でも同様の調査が必要とされるのではないかと考えます。現状と課題をお伺いします。

続いて、大項目の3、地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業についてです。

昨年8月に東大和市と東村山市とで共同で行った地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業について、成果と今後の課題をお伺いします。

大項目の4、横田基地へのF-22飛来、オスプレイの配備、いわゆる戦争法制（安保法制）など市民の生命と安全を守る課題についてです。

1月20日から22日にかけて約20機の戦闘機F-22及びF-16が横田基地に飛来をしました。米軍から防衛省への事前通知はなかったと報じられています。首都の人口密集地にある横田基地にこれだけの規模のジェット戦闘機が大挙して飛来したのはベトナム戦争時代以来で、近年にない異常事態だと言われています。

①として、F-22は、2009年と2012年に米国内で2度墜落事故を起こし、2014年に嘉手納基地へ一時配備をされた際には、沖縄県北谷町議会において、墜落の危険や騒音・排ガスの被害を理由に暫定配備の中止を求める抗議決議を行っています。オスプレイCV-22についても繰り返される墜落事故の後の検証なども行われておりません。横田基地に近い当市も配備による危険性は変わらないものと考えます。市の見解を伺います。

②として、横田基地の役割が、日本の守りのための基地から地球規模での作戦の出撃基地へと変貌しているとの指摘もされています。万一の航空事故のリスクが高まり、住民の不安を無視した基地強化の傾向が今後一層著しくなることが懸念をされます。昨年、CV-22オスプレイ配備が突然発表された際も、今回と同様に基地周辺自治体に対し事前の情報提供はなかったということを考えますと、周辺住民の軽視はまことに甚だしいものだと思います。市が、米軍及び国に対して大規模な戦闘機の飛来に際して事前通告また中止を求めるべきだと考えます。市の見解を伺います。

③として、横田基地の強化は、昨年9月のいわゆる戦争法（安保法制）が成立したことにより、海外での作

戦で米軍と自衛隊とが一体的に行動できるようになったことが背景にあると言われていています。いわゆる「戦争法」は、憲法9条を破壊し、国民・市民を日常的にテロの危険にさらすことにもなりかねません。平和都市宣言を行う当市が、市民の平和・安全に責任を持つ立場から安保法制の廃止を求めるべきではないかと考えます。市長の御見解をお伺いします。

続いて、大項目の5ですが、投票所の設置・運営についてです。

投票所の設置・運営について。

①ことし7月に行われる参議院選から、既存の投票所に加えて、大型ショッピングセンターなどに共通投票所を置くことが自治体の判断でできるようにする公職選挙法が今国会で改正される見通しとなりました。当市での共通投票所設置の課題を伺います。

②として、車椅子を利用している障害者・高齢者が足元の悪い小学校などでの投票に困っています。あらかじめ希望した他の投票所を利用できるようにするなどの対応ができるか、課題を伺います。

③として、高齢の視覚障害者が投票用紙への代筆を依頼した際に、宣誓文を暗唱させられるなど困難なことを求められ、投票所に来ながら投票に至らなかったというケースがあると聞いております。現状と課題を伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上です。再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

[1 番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、下水道料金の改定についてであります。下水道は日常生活や社会活動になくしてはならない重要な社会基盤であるとともに、健全な水循環を維持するために大きな役割を担っており、将来にわたって適切に機能保持を図っていく必要があります。今後の下水道経営につきましては、施設の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しております。このように財政の健全化を進める市にとりまして、地方公営企業の経営は大きな課題となっております。このたびの下水道使用料の改定は、一般会計からの繰入金に依存する厳しい経営状況となっている下水道財政への独立採算制を高めるとともに、使用者の使用の態様に応じた負担の適正化を図ることにより、下水道事業の将来にわたって安定して運営していくために必要な内容であると認識しております。

次に、当市における子供の貧困実態調査についてであります。当市と足立区との子供の貧困状態の比較につきましては、所得のほか人口規模や世帯構成、地域の特性等により一概に同じような状態にあるとはいえないものと考えております。足立区では、貧困の連鎖を断ち切るために、平成27年度を子どもの貧困対策元年とし、保護者の収入や子供の生活習慣等が子供の生活に与える影響を分析し、有効な対策づくりに役立てるために、区立の小学1年生の家庭を対象に調査を実施したことは承知しております。現在当市におきましては、子供の貧困についての実態調査を行うことは予定していませんが、国や東京都等が示す指数や動向に注視し、子供の貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業の成果と今後の課題についてであります。戦後70年の節目を迎えました平成27年、東村山市と連携しまして東京都市長会の助成を受け、中学生を対象に地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業を実施しました。参加した中学生は、身近な地域であります東大和市や東村山市においても、戦争の被害があったことを学習するとともに、世界で初めて原子爆弾が使われた広島市の惨状の記録

や記憶を実際に見聞してきました。成果としましては、この事業を通して現在の平和な世の中が、多くの先人たちの犠牲や努力の上に築かれたものであることや、平和の大切さを次世代に伝えていくことの重要性を理解していただいたことにあると考えております。今後の課題としましては、市長会の助成金交付状況に変化があった場合に、事業実施の検討が必要になってくるものと考えております。

次に、横田基地へのF-22及びF-16の飛来、CV-22オスプレイの配備計画に対する市の見解についてありますが、市では引き続き横田基地周辺市町基地対策連絡会等からの情報収集を行うとともに、広域的な課題でありますことから他市との連携を図り、市の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、米軍及び国に対し、事前通告や中止を求めることについてであります。市ではオスプレイの対応につきましては、東京都市長会を通じ、東京都に対しまして平成28年度東京都予算編成に対する要望事項の中で、地元自治体や周辺住民に対しまして正確な情報提供、徹底した安全対策、環境への配慮等につきまして、国及び米国への働きかけを要望しているところであります。また横田基地周辺市町基地対策連絡会では、今回の戦闘機の飛来に際しまして在日米軍横田基地に対しまして、戦闘機に関する情報を早期に提供すること、徹底した安全対策を講ずることなどについて口頭での要請を行っております。現時点では、当市のみで戦闘機の飛来に際し、事前通告や中止を求めることは考えておりません。

次に、平和安全法制の廃止についてであります。平和安全法制につきましては、国会での議論や審議を踏まえ、具体的な法整備がなされたものであります。また個別の事態への対処につきましては、原則として国会の承認が必要となっておりますことから、国の平和と国民の安全を最優先とした判断をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、共通投票所の設置についてであります。現在の公職選挙法では、投票区分を分け、それぞれの投票区内に投票所を設置して選挙を執行することになっております。総務省が設置する投票環境の向上方策等に関する研究会では、選挙人が投票区に拘束されず投票できる投票所の設置を検討してきました。しかし、まだ法律が改正されておりませんので、動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、選挙人が希望する他の投票所を利用することの対応等についてであります。現在の公職選挙法の規定では、1投票区、1投票所の原則が定められ、その投票区内の投票所で投票することになっております。このため、他の投票所での投票は困難であると考えております。なお、投票所の設営に当たっては、障害者や高齢者の配慮を努めております。

次に、代理投票についてであります。代理投票については一定の手続が法令上規定されており、その手続に沿って行っております。また、身体的にハンディキャップをお持ちの方の投票行為に対しては、少しでも選挙人の負担を軽減することができるよう、投票所の事務従事職員は親切、丁寧な対応を心がけております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○1番（森田真一君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず下水道料金の値上げについてであります。これは15年ぶりの改定ということですので、初めに下水道料金のあり方に対する私どもの基本的な考え方を述べてから、個々の再質問をしたいというふうに思います。

まず、公共下水道は、都市の公衆衛生の維持向上のために不可欠なサービスであり、生存に必要な最小限の

利用に対しては、その財源は応能負担により賄われることが本来求められる姿であると考えます。

しかし、現実には都市化の進展に応じて段階的にその整備が進んできたことから、同じ住民間での受益と負担の不公平が生じないように、整備に必要な費用の一定の範囲を税負担で、それ以外を税外負担で、すなわち使用料を徴収する仕組みとなっています。このため整備供給を開始する時期や地理的条件、人口密度、また自治体の財政力などの事情によって、自治体間で使用料が大きく異なっています。また、管渠・施設の平均的な耐用年数が半世紀近い時間軸となることから世代間でも費用負担を調整しなければならないため、多額の借金を長期に返済するということをあえてしなければなりません。これが使用料に大きく影響する仕組みとなっていることは、既に皆様も御存じのとおりです。

下水道が全世帯に行き渡る以前の状態であれば、受益者は一部の市民であるために、利用の恩恵の対価として税外負担を別に求めることは、これは当然であります。しかし、都市化が進み、ほぼ全世帯にその恩恵が行き渡っている今日においては、例えば道路のように基礎的なインフラとして税による負担で維持更新されるべきであると考えます。

すなわち、所得に応じて累進的に負担をするようにすること、また当面、税とは別に使用料を賦課するに当たり、建設時の借金の返済は税で行い、ランニングコストと減価償却分を原価として使用料を負担していくということが、市民に公平な負担を求めるといふことであると考えます。

これは私たちが勝手に言ってる話ではありませんで、「ヴィクセル&ホテリングの議論」と呼ばれるものがあります。これは総務省の「今後の下水道財政の在り方に関する研究会」の論点整理の中でも示された負担のあり方の考え方の一つであることも、この際、紹介をしておきたいというふうに思います。

そこで、これから伺いますが、まず下水道事業をめぐる、これまで争点となってきたことの一つには、一般会計からの繰入金金を圧縮するという問題がありました。おおよそそのような流れであったのではないかとこのように思うんですが、ちょっと確認のために聞いていただいて、合ってるかどうかということをお教えいただきたいと思っています。

まず、第3次行革大綱で、経常収支比率には反映しないが、実質的に常態化した一般会計からの繰り入れが財政を硬直化させているとして、使用料の定期的な見直しと経費の削減、維持管理業務の広域化などの対策を挙げています。

とりわけ、一般会計からの繰り入れが借金返済に多く割かれていることが大きな問題となりました。

公的資金でありながら年利6%前後と異常に高い金利の借金をさせられて、その元本利息の支払いである公債費が重い負担となっていました。平成17年度から21年度にかけて取り組まれた集中改革プランの際には、低利の公営企業金融公庫借換債、後年度に返済を繰り延べる資本費平準化債を利用し借りかえを行い、平成19年から23年にかけて取り組まれた第3次行革大綱の際には、繰り上げ償還を行う際の金利分の補償金を免除させる補償金免除繰上償還債を利用した借りかえで、3年間で1億円相当の利息を減らすなどして公債費を圧縮してきました。借金がどれだけ返済できるのか、また使用料への影響は国の政策が大きく影響しているということが、この中でわかります。

しかし、これらの制度の利用は、同時に厳しい行革目標を突きつけられる仕組みともなっています。補償金免除繰上償還債は、その利用条件として……

○議長（関田正民君） 質問者に申し上げます。

質問は簡明をお願いします。

○1番（森田真一君） はい。もう終わりますので大丈夫です。

しかし、これらの制度の利用は、同時に厳しい行革目標を突きつけられる仕組みとなっており、この補償金免除繰上償還債は、その利用条件として、下水道事業経営健全化計画の策定と実施をその要件として、実施できない場合は繰り上げ償還額を減額、または償還の中止をするなどの措置がとられるものとなっています。市の下水道事業経営健全化計画の計画期間は平成22年度から26年度ですが、これが終わり、今年度の使用料、手数料の見直しを経て28年7月からの平均3割の値上げが提案をされています。

これまでの取り組みは、こういう流れでよろしいのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 冒頭、総務省の研究会での意見の紹介がありました。公営企業の運営に要する経費につきましては、その経営に伴う収入をもって充てなければならないというふうにされております。これは税金によらず、下水道使用料金などによって経費を賄う独立採算制の原則というものであるというふうに認識しております。総務省も、国土交通省も、こうした原則に基づきまして経営状況の確認をするとともに、適正化について各公営企業、自治体に指導をしている、またそういったことを求めているという状況でございます。

さて、ただいま過去を振り返っていただきましたけれども、整備してきた時代、その時代の社会経済情勢によりまして、当市の整備が高資本体質になっていたということがございます。一般会計の負担を軽減するために、この高資本費対策といたしまして、今流れを振り返っていただきましたけれども、取り組んでまいりました。しかし、このような取り組みの効果は限定的でありました。下水道経営の基盤を強化して、市財政の健全化を図るため下水道総合計画及び行政改革大綱に基づく計画を推進していくことが重要であると考えております。公営企業会計の自立性を高め、下水道事業の安定的な運営を持続させるために、使用料の適正化を図るものがあります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 国が今の時点でそういう方向に進めているというのは、私もよく承知をしておりますので、それだけはちょっとお断わりをしておきたいというふうに思います。

それで、そういう中で、ちょっと順に伺っていきますが、まず現状なんですけれども、今の東大和の下水道会計で収納率はどれぐらいになっているのかということ、また減免の対象の方もいらっしゃるわけですが、これはどれぐらいいらっしゃるかということをお教えください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） まず収納率でございますが、平成26年度の決算に基づきます収納率は、調定額ベースで98.9%となっております。

また、減免対象者の数でございますが、平成26年度の実績で年間で1万9,631世帯となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

下水道というのは、これ水道料金と今一緒にお金とられてますから、引き落としの場合も機械的にとられますけれども、もしかしたらコンビニとかでじかに払われてる方もいらっしゃるかもしれませんが、それでもやっぱり真っ先に支払いが優先されそうなものであっても、100世帯に1世帯ぐらいはやっぱり払い切れないという実態があるんだなということが、この中でわかりますし、また減免対象者が非常に世帯数でいうと多いということもわかりました。

続いて伺いますが、他市でこの使用料の値上げ等の動向がどのようになってるかというのは、今の時点

で把握できるのでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 平成28年の予定ということで御説明いたしますが、平成28年4月1日には武蔵野市で予定しております。こちらは基本水量を、現行の8立米の基本料金を20円増額するものでございます。また31立方メートルから1,000立方メートルまでのコウ区分につきましては、1立方メートル当たり各5円の増、1,001立方メートル以上の区分が1立方メートルにつき10円の増となっております。また28年10月1日の予定でございますが、東村山市におきまして基本使用料の区分を、一月当たり10立方メートルまでから8立方メートルまでに変更する予定ということをお伺っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 2市が今、例で挙がったわけでありますが、いずれも影響額、通常の家庭の1人から3人ぐらい、4人ぐらいですかね——の家庭の影響額でいうと極めて軽微にとどめたという感があります。一方、東大和におきましては、この提案どおりの値上げが行われますと、26市の中でも最も高いグループの料金水準になるものと思われれます。市民の所得に対して負担の割合がどのように変化するかというようなことは、この改定案の中では検討されたのでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 済みません、先ほどの答弁の中で、減免対象者数の単位を「世帯」と申しましたが、正しくは「件数」でございます。

訂正をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それと、今の使用料の改定によります市民の所得に対する割合は計算してございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 確認ですが、件数としたのは、年6回徴収するから、これを6で割ると世帯という理解でいいですか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） ほぼそのとおりでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 了解しました。

私も実際どれぐらいになるんだろうかというのは、資料もなかなかつくるのは難しいということなんで、自前で少しでもわかるようにと思って、いろいろ資料を求めて調べてみました。頼りにするのは、やっぱり公的な資料ということになりますので、例えばこんな図をつくってみますと、どういうふうな変化してるのかというのも見えてきます。各市町村では、1世帯当たりの課税対象所得というのは、これは東京都総務局の市町村課税状況等の調べでわかります。これで市民の平均的な所得状況がまずわかりますので、これに対して20立米がモデル家庭ですから、それぞれ20立米を使ってる世帯がどれぐらいの料金を払ってるのかというのは、これは総務省の出している公共下水道事業の概況なので資料でわかりますので、割って、税率というんでないんですけど、課税所得に対しての負担率ということで、とりあえず仮の負担率を出してプロットをしてみます。そうしますと、今東大和はこのグラフの中でばらついていて、ちょうど中所得の中程度の負担をしていると。ある意味で言うと、非常にバランスのいい料金のかけ方をしているなということが見とれるんですけども、これが予定の金額になると、ほかの市が全く動かない、ほとんど動かないとすれば、東大和はこの中のところから最も負担が大きい5つの市のうちの1つということになるということがわかりました。私は、だからその意味でいうと、非常に影響が大きいなというふうに、これを見て初めて認識をした次第です。

それで、次、伺いますけれども、検討はなさらなかったということで、一方、何かほかにわかる指標という

ことで考えたいと思うんですが、今回15年ぶりの改定ということなんで、過去10年、15年とさかのぼったころの市民の所得と比べて、今市民の所得はどういうふうに変化してるかというようなことは、これは出てきますよね。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 当初予算の参考資料に基づき、給与所得者についてですが、平成12年度と平成26年度の所得金額を比較しますと、減っているということは確認することができます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） およそどれくらい減ってるかとかというのは、ざっくりでも結構ですけど、わかりませんか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 給与所得者でございますが、平成12年度が約402万円でございます。平成26年度が約344万円です。差し引きすると約57万円ぐらいになるかと思えます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 物すごい落ち方なんだなということは、今伺って改めてわかりました。

私もその点では一応確認をしたんですが、ここでは参考になるのは総務省の住宅・土地統計調査で、東大和の年間収入、階級別の世帯数というのが大体出ますもので、15年から25年までどれくらい変化してるかということも一応確認をしておきました。15年というのは、それ以上、インターネットで資料が出てこないから、とりあえずそこまでしか調べられなかったというほどの意味ですけど、10年間で年収300万円未満の世帯は1.4倍までふえてるんです。それだけ市民の全体の所得が落ちているということは、先ほどの御答弁ともかみ合う話ではあったんじゃないかというふうに思います。

他の指標でいいますと、これは課税所得のある方ということになりますから、勤労者世帯ということになるのかと思うんですが、もしくは少し年金の多目な方ということになると思うんですけども、もっと低年金の例えば年金収入120万円を切るような方たちとの関係でどうなるのかなということも疑問になりましたんで、こちらでもちょっと見てみたんですが、これは国立社会保障・人口問題研究所の社会保障統計年報で出てくるんですが、地方公務員共済の平均受給額が平成14年から24年までの推移というのは見られるんですけども、これでいきますと、いわゆる元公務員の皆さんがいただいている年間の年金額、平成14年は平均して208万円だったものが24年には165万円へと激減してるということは、この資料の中でわかりました。ですから、共済年金受給者でも本当に大変なんだということが感じられます。

そういうふうに見てみますと、私も元教員だったような方で年配の方から、最近は果物もろくに買えない、支出を抑えてるという話を何度か聞いたことがあるんで、この数字とあわせて見ると、なるほどなというふうに、その市民生活の大変さというのが感じられます。つまり、今おっしゃっていただいたようなこと、それから私、ちょっと申し上げたようなことなんかも含めて、そういう層にまた今回新たに、総じてですけど、約2億8,000万円の負担増をするということになるわけですから、これが今やるべきことなのか、私たちはこれは中止すべきではないかと思っていますけども、これでいいのかっていうことをまず聞きたいというふうに思います。というふうに思いますので、お答えいただければというふうに思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 繰り返しになりますけれども、今後の下水道経営を安定的に継続していくためには、必要な改定であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 市は市なりに全体を切り盛りしていく都合というもの、事情というものは当然あります

し、いつも市民だけに最適な条件でというわけにはなかなかいかないときもあるんだろうということは、これは一般論としては想像ができるんです。だけれども、先ほどからの答弁では、その市民の所得の動向などについては全く判断の材料に入ってこなかったと。計算式で出てくるということなんでしょうけれども、値上げは不可避だと。こういうことで、機械的にとまでは言いませんけれども、あえて心を鬼にして提案をさせていらっしゃるんだろうというふうに思うんです。でも、そういう進め方って本当にいいのかなと。ましてや、市民を呼んで下水道料金の審議会なんかも設けて、市民の声も聞きながら、本来であればそういう声も反映させてってことになるはずですけども、今資料がないってことですから、そこでもそういった資料は当然出てないはずですし、そういったところで、この提案が言ってみれば、今余りこういう言葉、言っちゃいけない、「片手落ち」って今言わないですよ。不備があるものなんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 地域にお住まいの市民の方の所得いかんで、このような使用料を決めていくなると、この辺は日本全国の社会の制度とまるっきり違うことを考えていかななくてはいけない。港区のような、平均所得が1,000万円を超えてるなんていうところは大変なことになってしまうと思うんですね。結局、基本的に現在の制度としてあるのは、公営企業であるということで、その経営をきちんとしていく必要がある。大量更新時期を迎えてるということで、これは全国の問題になってきております。当市だけでなく、全国で今後こういったライフライン、特にライフラインといっても下水道は見えづらいライフラインでございます。水道や電気、ガスといったものは非常に、なければ、困ったときには費用を負担しても、そういったものは供給してほしいという積極的にそう思うライフラインですけども、下水道については整備してしまいますと当たり前前の施設になっていまして、使えて当然というものですし、その使用について料金を負担していることについても、意外と頭の中から重要度が薄れていってしまうというような施設であるというふうに感じています。ですけれども、例えば電気やガス、水道にして、使用料を払わなければとめるということが可能になる施設の反面、下水道はそういったことはできません。下水道がとまるといったら、災害だとか事故以外ないんですね。それだけ当たり前になっている施設を安定的にきちんと事故なく運営していくといったことは、大きな課題であります。当たり前のものを当たり前管理していくためには、やはり一定の水準に置いておき、今後のいろんな変化にも対応していく必要があるということで、必要な改定だというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時55分 延会